



合志市



子ども・子育て支援事業計画（第2期）

● 計画期間 ●

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2年3月

合志市



合志市

子ども・子育て支援事業計画（第2期）

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和2年3月

合 志 市

はじめに

我が国における少子高齢化の進行は、現在の社会基盤が維持できないおそれがあるなど、将来の社会全体において極めて深刻な影響を与えるものと懸念され、少子化対策への取り組みは喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進行や女性の就業率の上昇など子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安や負担に感じる子育て家庭に対して、社会全体で支援していくことが必要になっています。

このようななか、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

本市では、合併前の平成17年度から「次世代育成支援前期行動計画」、合併後の平成22年度から「次世代育成支援後期行動計画」、平成27年度から「合志市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、切れ目なくさまざまな施策に取り組んできました。

本市は、少子化により人口が減少している自治体が多いなか、人口が増加している県内でも数少ない自治体であり、保育所等や放課後児童クラブにおける待機児童の解消が課題となっています。

本計画は、「合志市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」での基本理念である「ささえあい 健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」を継承し、地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安全・安心な環境で健やかに子育てができる環境の整備促進を推進してまいります。

最後に、「合志市「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート」に御協力をいただいた保護者のみなさま、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました合志市子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、多くの方々に対し心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

合志市長 荒木 義行

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景	1
	2. 法的根拠・計画の位置づけ	4
	3. 他の計画との関係	4
	4. 計画の期間	5
	5. 計画の策定体制と方法	5
第 2 章	子どもを取り巻く環境の変化	7
	1. 人口統計等からみた課題	7
	2. ニーズ調査結果からみた課題	17
第 3 章	計画の基本的な考え方	29
	1. 基本理念	29
	2. 基本目標	29
	3. 取り組みの体系	30
第 4 章	取り組みの柱ごとの事業・活動	33
	1. 地域における子育て支援の充実	33
	2. 子どもと母親の健康の確保および増進	46
	3. 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	57
	4. 子どもの安全確保と生活環境の整備	76
	5. 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの 推進	84
	6. 子どもの人権の尊重と 要保護児童へのきめ細かい対応の推進	86

第5章	量の見込みと確保方策	95
1.	教育・保育提供区域	95
2.	「量の見込みの算定」について	95
3.	子ども・子育て支援給付の確保方策	97
4.	地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みについて	101
第6章	計画の推進に向けて	107
資 料		109

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 少子化等の進行と国の動き

近年、大都市への人口流出による地域の活力の低下といった多様な問題を抱える中、仕事と家庭の両立問題、出生率の低下や若者の未婚率の上昇などが要因となり急速に少子化が進行しています。さらに、核家族化の進展や地域の繋がり希薄化、女性の就業率の向上など、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちや子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育て世帯の孤立化、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加している状況です。

このような中、国は家族や地域の子育て力の低下に対応して、全ての人々が、子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。その後、「次世代育成支援対策推進法」の期限が令和6年度まで10年間延長され、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置といった、次世代育成支援対策推進法の一部改正を行いました。

その後、国や地域を挙げて、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されるとともに、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となりました。

令和元年10月には、「新・放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるとともに、幼児教育・保育の無償化（※）の実施のために、「子ども・子育て支援法」の改正が行われ、市町村は子ども・子育て支援事業計画の見直しが必要となりました。

※ 幼児教育・保育の無償化・・・制度内容や本市の取り組みについては、内閣府のHP及び本市のHPでご確認ください。

(2) 合志市における取り組み

合志市として合併する前、「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として、合志市では、「合志市次世代育成支援行動計画：baby's breath こうし」、西合志市では、「西合志市次世代育成支援行動計画：ひまわりアクションプラン」を平成 17 年度から平成 21 年度までの「前期計画」として策定しました。また合併後、本市では「合志市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年度から平成 26 年度までの「後期計画」として策定し、本市における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

その後、平成 24 年 8 月の「子ども・子育て関連 3 法」の成立をうけて、平成 27 年 3 月に「合志市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく取り組みを総合的に推進してきました。

第 1 期計画（平成 27 年年度～令和元年度）期間中は、地域や関係機関からの協力により、施設の整備等による量の確保だけでなく、質の確保も視野に入れ取り組みを進めることができましたが、今後も人口増加が見込まれることから、更なる量の確保が必要です。また、アンケート調査結果で見えた保護者ひとりひとりの希望に沿った支援も必要になってきます。

今回策定する「合志市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」は、市内の子育て世帯の実態を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策を定めるとともに、ひとり親家庭等施策、母子保健施策、児童虐待防止対策、障がい児施策などを定めたものです。この計画における子育て支援のための施策は、本市の上位計画である「合志市総合計画」においても達成に向け取り組む「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs（※）の視点を取り入れながら住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり、子ども・子育て環境の整備及び質の確保を積極的に進めていきます。

（第 4 章 P 33 以降の各取り組みにおける SDGs の視点は、最大 2 つまで重要度の高い順番に左から記載しています。）

※SDGs とは、

2015年9月に国連総会で採択された「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国が2030年を年限として取り組むべき17の目標と169のターゲットを定めた国際目標です。



1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う



6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10. 各国内及び各国間の不平等を是正する



11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12. 持続可能な生産消費形態を確保する



13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



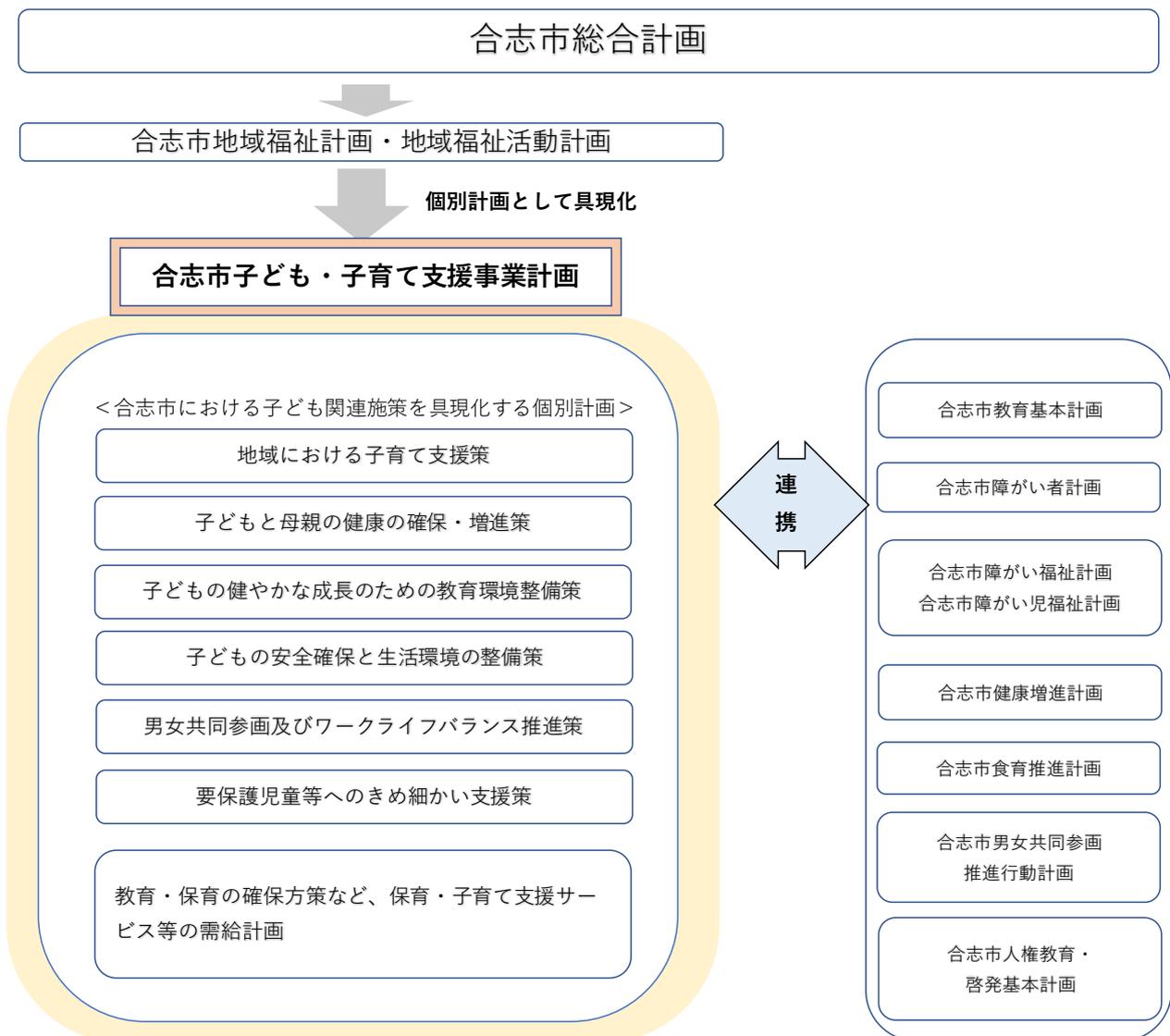
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 法的根拠・計画の位置づけ

本計画は、第1期計画の基本理念や重点施策等を取り込みつつ、子ども・子育て支援法第61条に基づく幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む計画として、また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画と一体的に策定します。

3. 他の計画との関係

本計画は、子ども・子育てに関する上位計画である「合志市総合計画」及び「合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を具現化する個別計画として策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するものです。併せて「合志市障がい者計画」、「合志市教育振興基本計画」、「合志市男女共同参画推進行動計画」等関連計画との整合・連携を図るものとします。

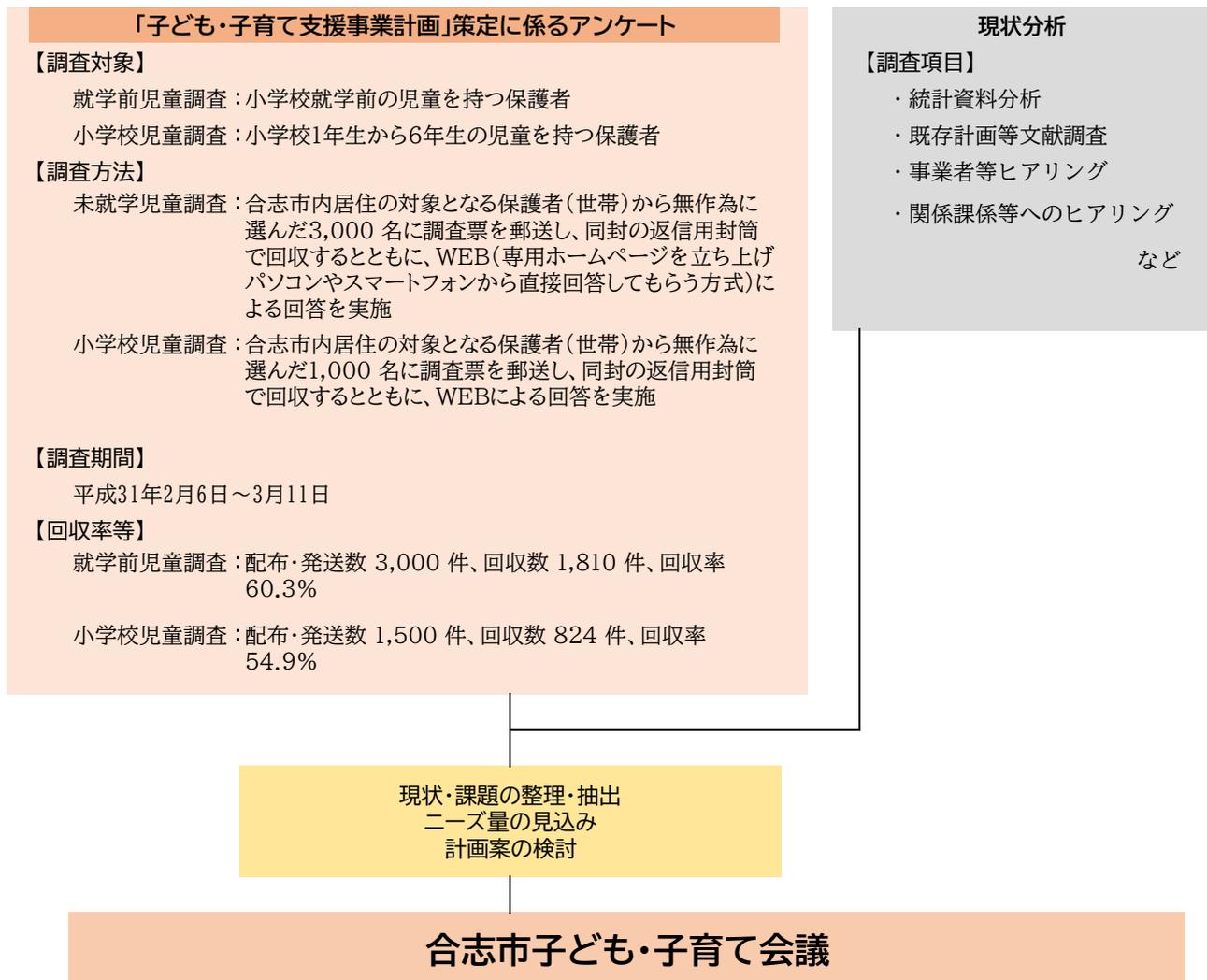


4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
次世代育成支援行動計画 (H21~H26)						子ども・子育て 支援事業計画(第1期)					子ども・子育て 支援事業計画(第2期)				

5. 計画の策定体制と方法



第2章 子どもを取り巻く環境の変化

1. 人口統計等からみた課題

(1) 人口及び世帯構成の変化

本市の総人口は、平成24年の56,633人から平成30年には60,997人となり、4,364人増加しています。総世帯数をみると、平成24年の19,647世帯から徐々に増加し、平成30年には22,179世帯となり、2,532世帯増加しています。世帯当たりの人員は、平成24年の2.88人から減少傾向が続き、平成30年には2.75人となっています（図1. 参照）。

年少人口（0～14歳）は、平成24年の9,921人から平成30年は11,179人となり、1,258人増加。総人口に対する年少人口の構成比は、平成24年の17.5%から平成30年は18.3%となり、0.8ポイント増加しており、人口増加及び年少人口の増加傾向が認められます（図2. 参照）。

施設等の世帯を除く一般世帯数も増加傾向にあります。平成2年と平成27年を比較すると11,979世帯から20,494世帯となり、8,515世帯増加しました。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、母親と子どもの世帯が増加しています（図3. 参照）。

6歳未満の子どもがいる一般世帯については、平成2年から平成27年の25年間で、その数は増加しましたが、一般世帯全体に占める割合は減少しています（図4. 参照）。

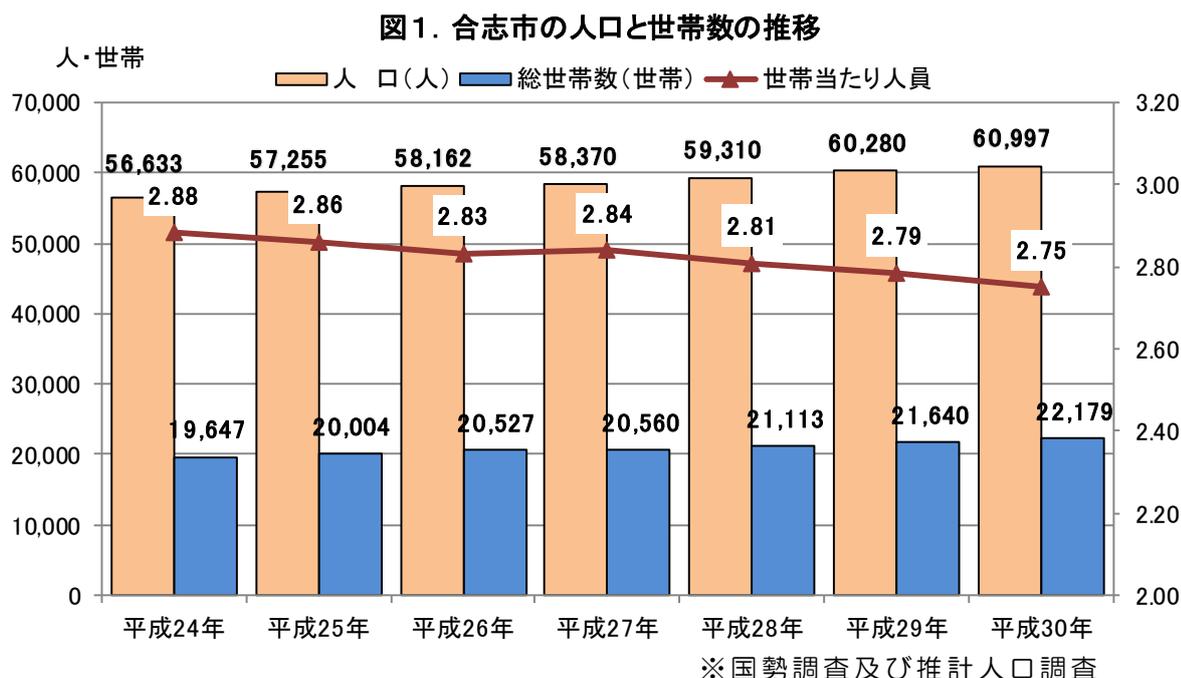


図2. 合志市の年少人口の推移

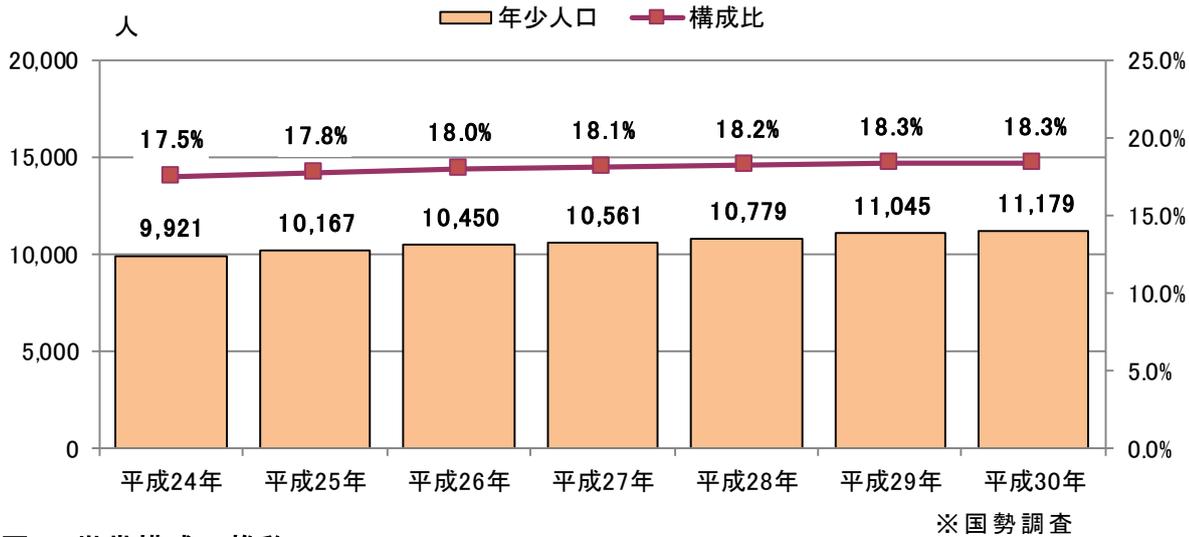


図3. 世帯構成の推移

単位: 世帯、構成比%

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯 (計)	核家族世帯					その他の親族世帯		
			核家族 (計)	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成2年	11,979	10,498	8,198	2,202	5,232	109	655	2,300	15	1,466
	%	87.6%	68.4%	18.4%	43.7%	0.9%	5.5%	19.2%	0.1%	12.2%
平成7年	14,144	12,057	9,625	2,819	5,824	150	832	2,432	27	2,060
	%	85.2%	68.1%	19.9%	41.2%	1.1%	5.9%	17.2%	0.2%	14.6%
平成12年	15,782	13,136	10,715	3,409	6,091	182	1,033	2,421	64	2,582
	%	83.2%	67.9%	21.6%	38.6%	1.2%	6.5%	15.3%	0.4%	16.4%
平成17年	17,395	14,069	11,698	3,762	6,480	206	1,250	2,371	58	3,268
	%	80.9%	67.2%	21.6%	37.3%	1.2%	7.2%	13.6%	0.3%	18.8%
平成22年	18,812	15,144	12,813	4,144	7,007	234	1,428	2,331	147	3,513
	%	80.5%	68.1%	22.0%	37.2%	1.2%	7.6%	12.4%	0.8%	18.7%
平成27年	20,494	16,288	14,227	4,589	7,734	261	1,643	2,061	163	4,037
	%	79.5%	69.4%	22.4%	37.7%	1.3%	8.0%	10.1%	0.8%	19.7%

図4. 6歳未満・18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯の推移

単位: 世帯、構成比%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯①	11,979	14,144	15,782	17,395	18,812	20,494
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯②	2,084	2,180	2,177	2,431	2,776	3,066
構成比 ②/①	17.4%	15.4%	13.8%	14.0%	14.8%	15.0%
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯③	5,614	5,789	5,573	5,636	6,050	6,631
構成比 ③/①	46.9%	40.9%	35.3%	32.4%	32.2%	32.4%

※国勢調査

(2) 将来推計人口

「合志市総合計画における人口推計」（令和元年7月、自然増減数及び社会増減数だけでなく土地利用計画等も勘案して推計）によると、本市の総人口は将来的にも増加を続け、令和12年には70,578人になると見込まれます。なかでも生産年齢人口の増加が顕著であり、市南部を中心に宅地開発が広範囲に行われ住宅の建築が多くの箇所で行われていることから、ファミリー層の転入が今後も続くと想定されています（図5. 参照）。

年少人口については、本市の合計特殊出生率が1.85と人口維持に必要な水準（2.05）を下回っていることから、子どもを産む世帯（15～49歳）の人口比率の高さほどには増加しないと見込まれています。

図5. 合志市の人口及び将来推計人口

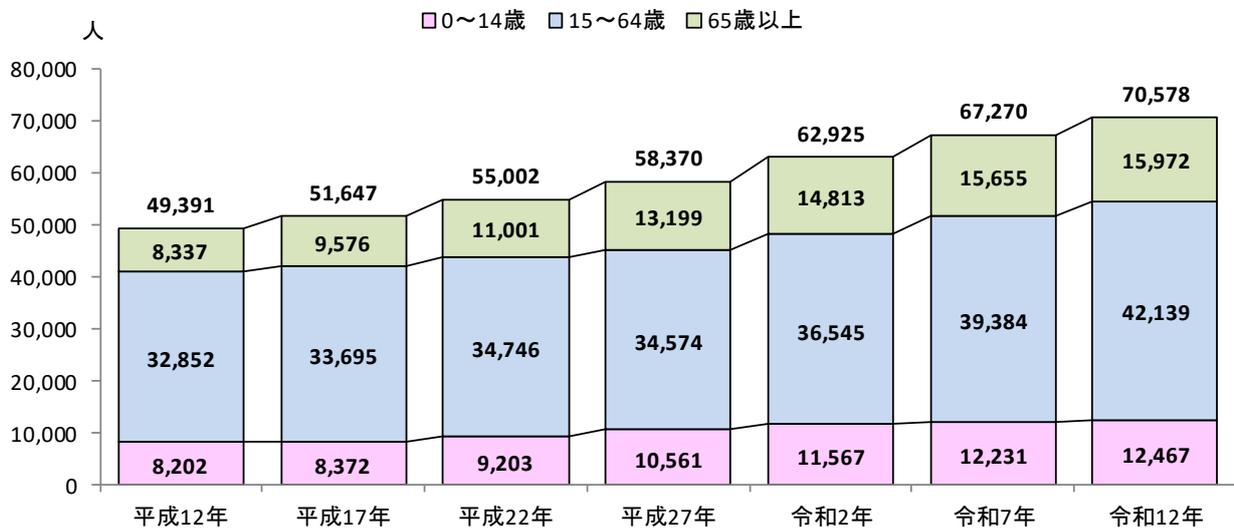
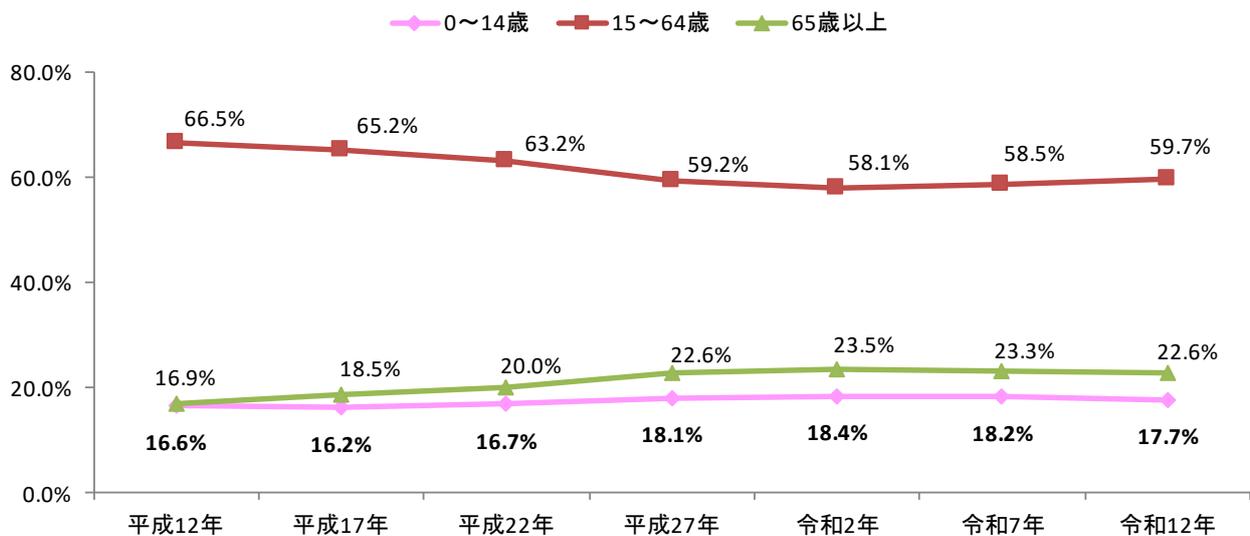


図6. 合志市の年齢3区分別人口構成比の推移及び将来推計



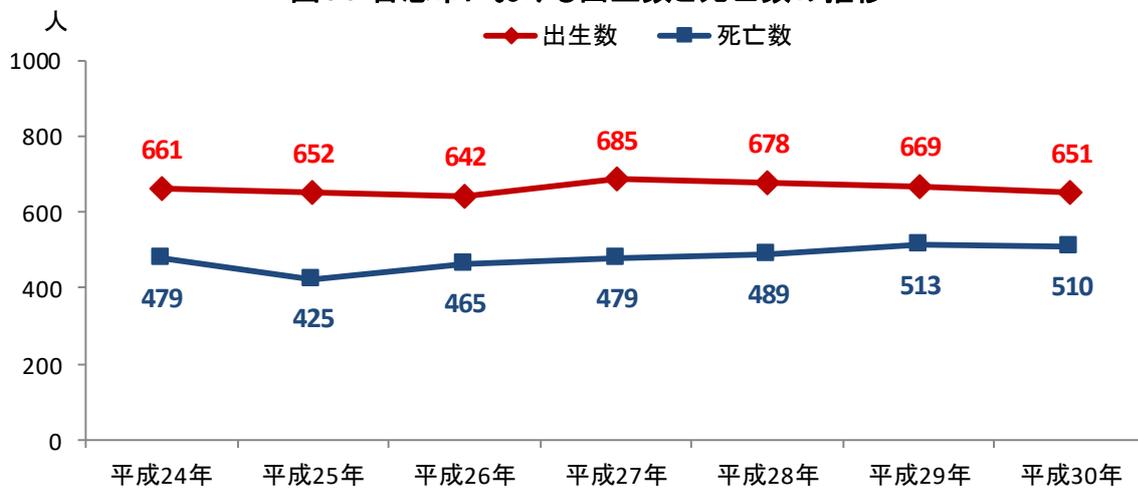
※合志市総合計画における人口推計

(3) 人口増加の背景

本市の総人口は、平成24年の56,633人から平成30年には60,997人となり、4,364人増加しています。その内訳となる出生と死亡による自然の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も出生数が死亡数を上回っており、総人口は自然増の状況が続いています。また、出生数は平成27年をピークにやや減少傾向が認められますが、死亡数は平成25年から29年まで増加傾向を示し、平成30年にわずかに減少しています（図7. 参照）。

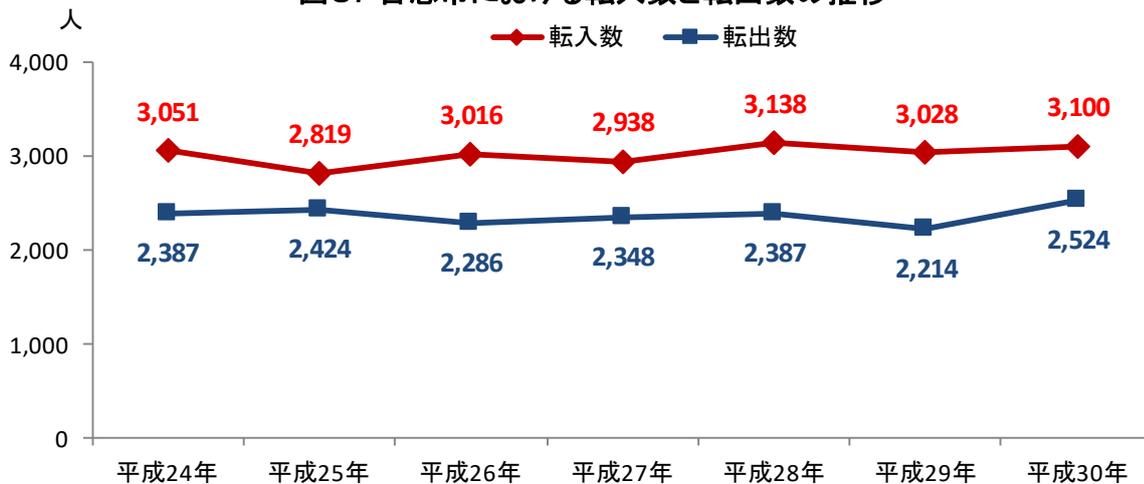
社会的な人口の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も転入数が転出数を上回る転入超過となっており、社会増の状況が続いています（図8. 参照）。

図7. 合志市における出生数と死亡数の推移



※熊本県推計人口調査年報

図8. 合志市における転入数と転出数の推移



※熊本県推計人口調査年報

(4) 未婚化・晩婚化の進行

本市では、子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、平成12年以降高止まり傾向にあります。また、女性よりも男性の未婚率が、どの年齢階層においても高くなっています。

女性についてみると、平成2年の35～39歳の未婚率が6.5%であったものが、平成27年には17.0%となっています。同じ年齢階層で男性についてみると、平成22年には12.6%であったものが、平成27年には23.4%となっています（図9、10、参照）。

図9. 合志市における女性の未婚率の推移

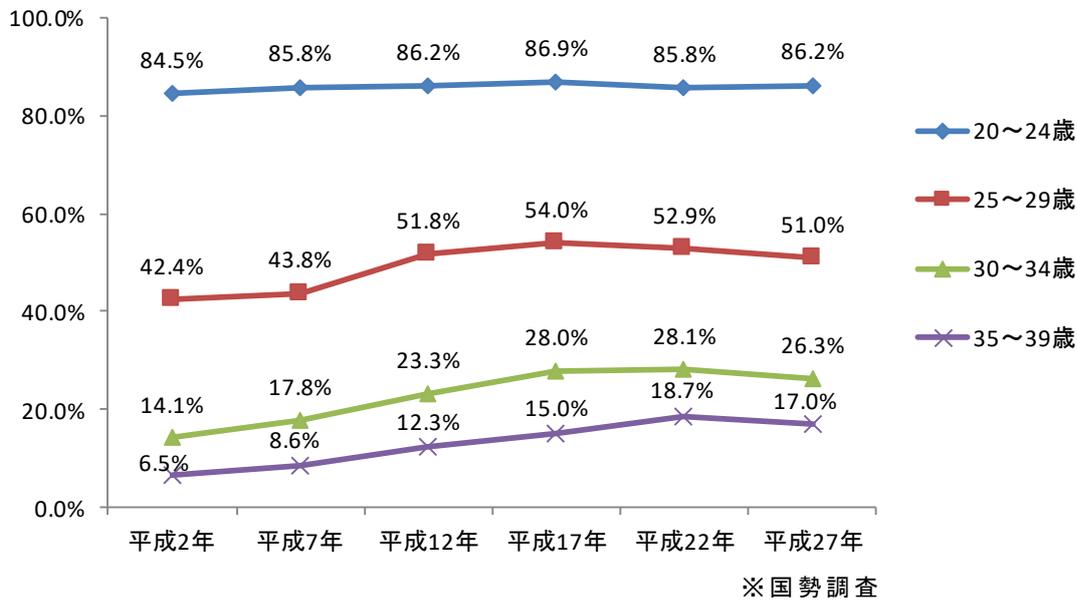
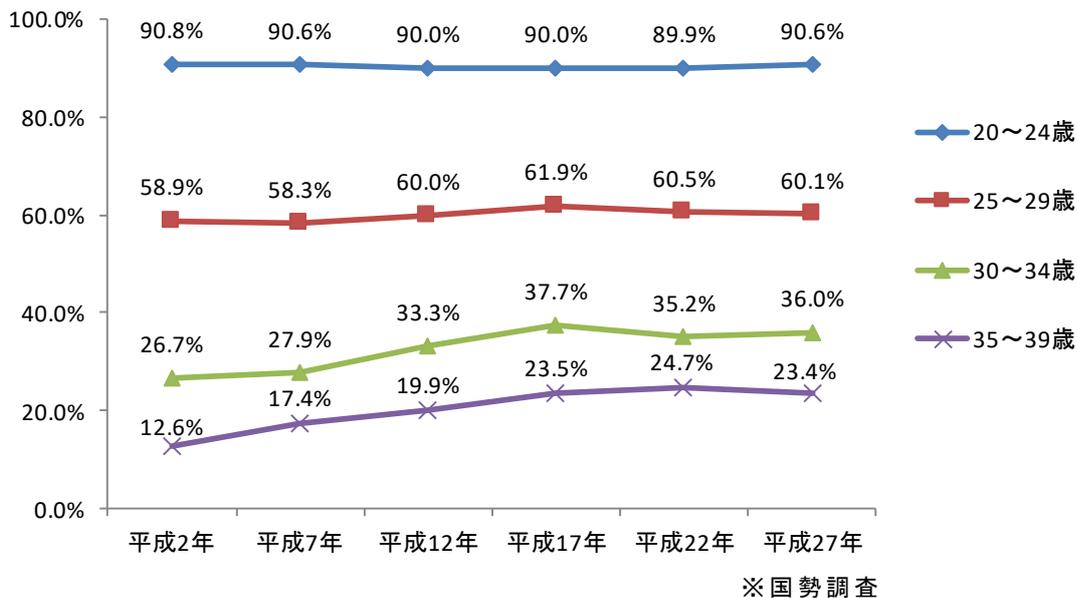
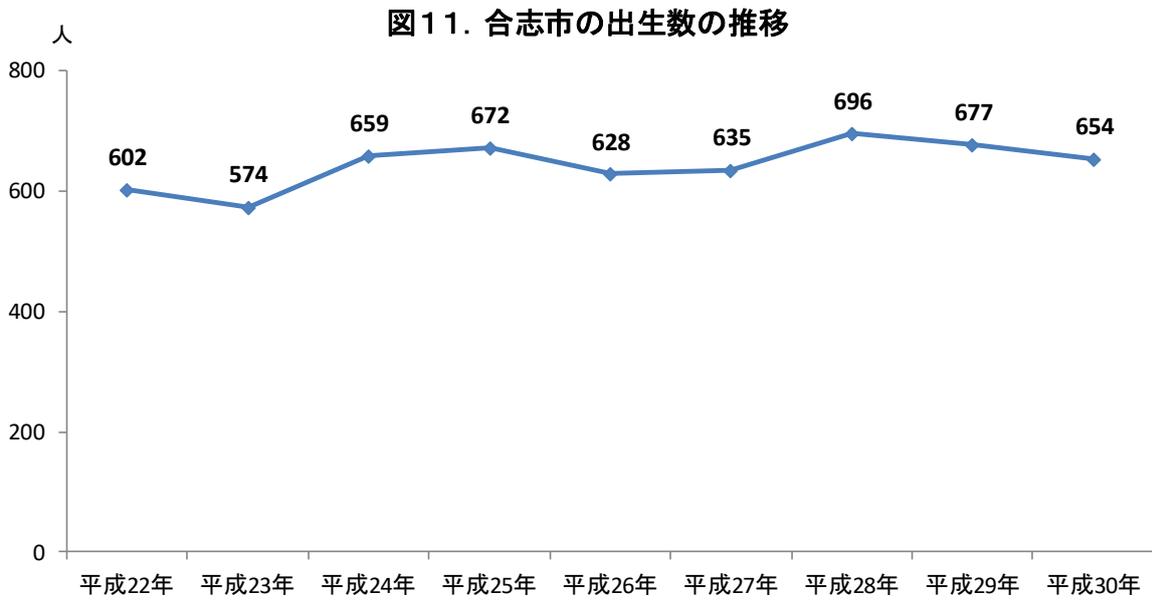


図10. 合志市における男性の未婚率の推移

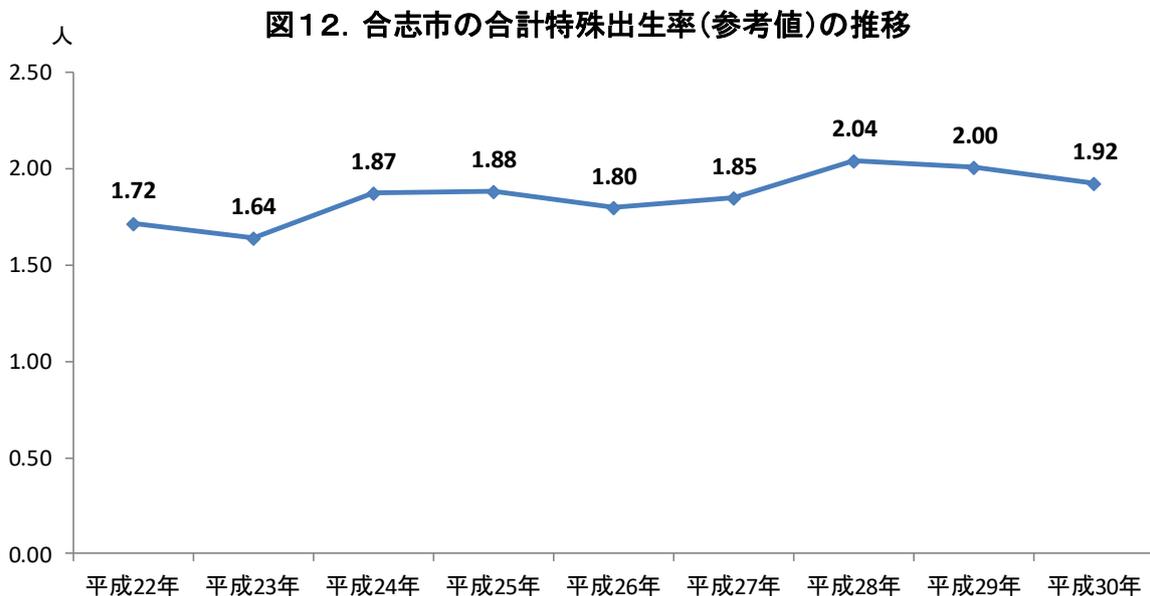


(5) 出生数及び合計特殊出生率(参考値)の推移

本市の出生数の推移をみると、平成23年を除き600人台で推移しています(図11. 参照)。合計特殊出生率の推移をみると、平成23年の1.64を下限にその後上昇傾向で推移し、平成28年には人口維持に必要な水準(2.05)に近い2.04まで上昇しましたが、その後平成30年には1.92に低下しています(図12. 参照)。



※熊本県衛生統計年報



※熊本県衛生統計年報/合計特殊出生率は本来年齢1歳毎の出生率をもとに算出するが、5歳毎の出生率をもとに参考値として算出

(6) 女性の就労状況

核家族化の進展や地域との繋がり希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境の中では、生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が大きな課題と言われており、共働き家庭が増加し続けている一方で、若年者や女性での非正規雇用の割合が依然として高い水準で推移しています。

本市の女性の年齢階層別就業率については、平成7年をみると、25～29歳から30～34歳まで就業率がいったん低下し、その後上昇に転じている状況が確認できます。これは、出産を契機に就労からいったん離れ、子育てに専念した後、就労に復帰している状況であると推察され、女性の就業率はいわゆるM字カーブを描くことが言われてきました。

しかし、平成27年の就業率をみると、顕著なM字カーブは認められず結婚・出産期に当たる年代の就業率が20年間で大きく増加していることがわかります（図13. 参照）。

また本市の女性の就業率（平成27年）は、全国と比較して高いものの、熊本県全体と比べてやや低いレベルにあります（図14. 参照）。

図13. 合志市における女性の年齢階層別労働力率の比較

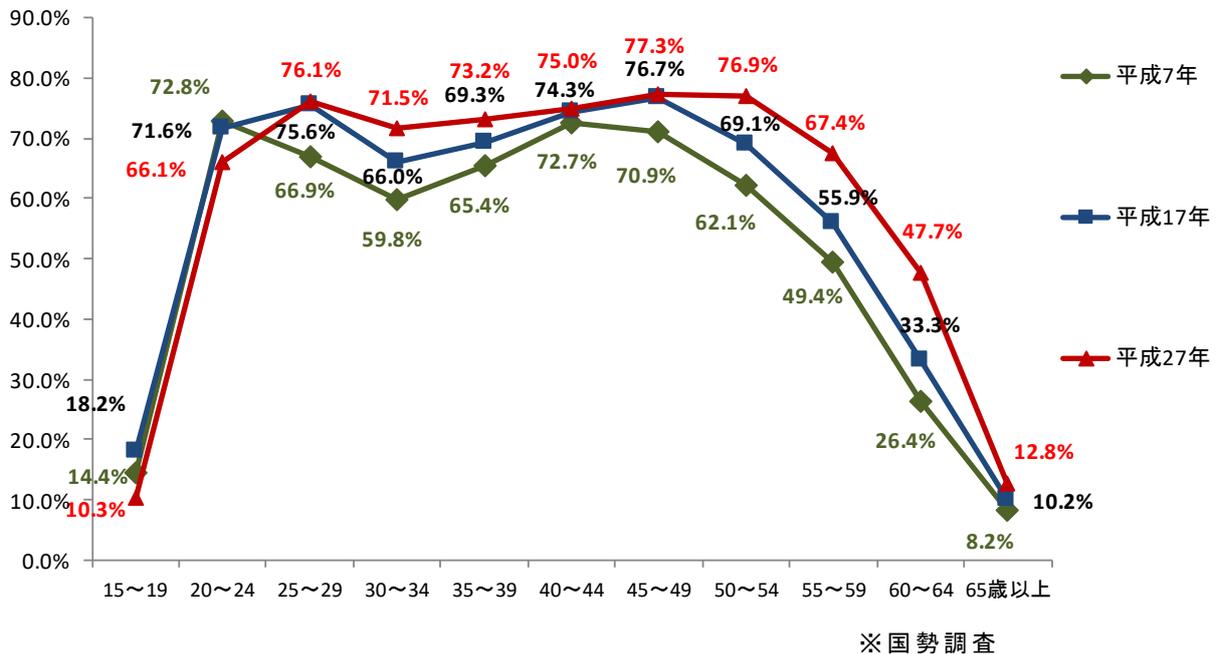
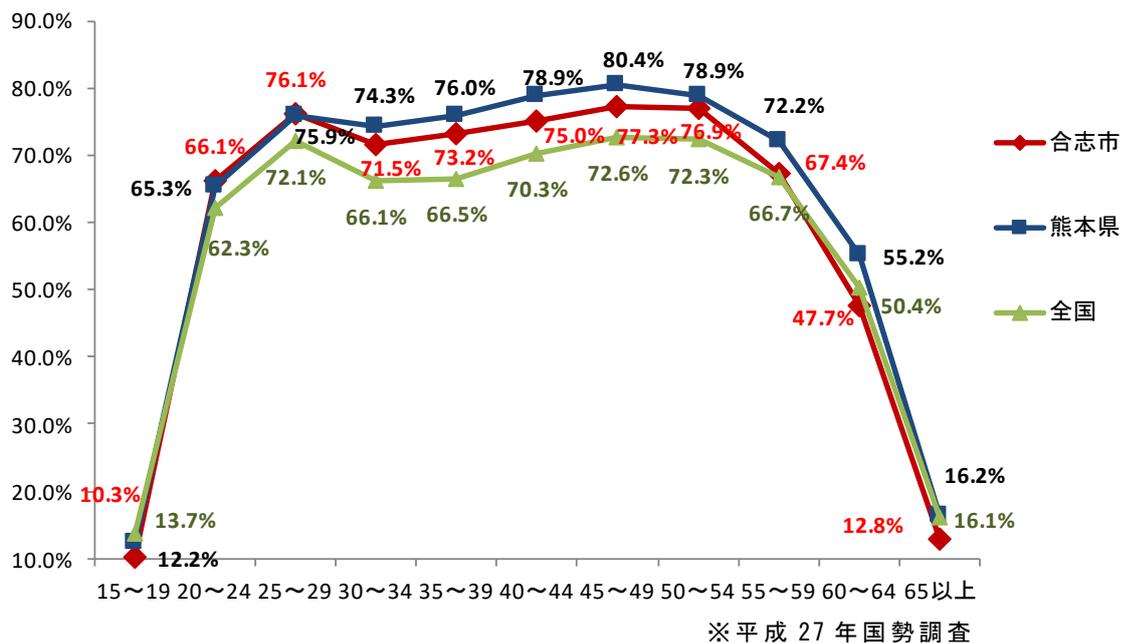
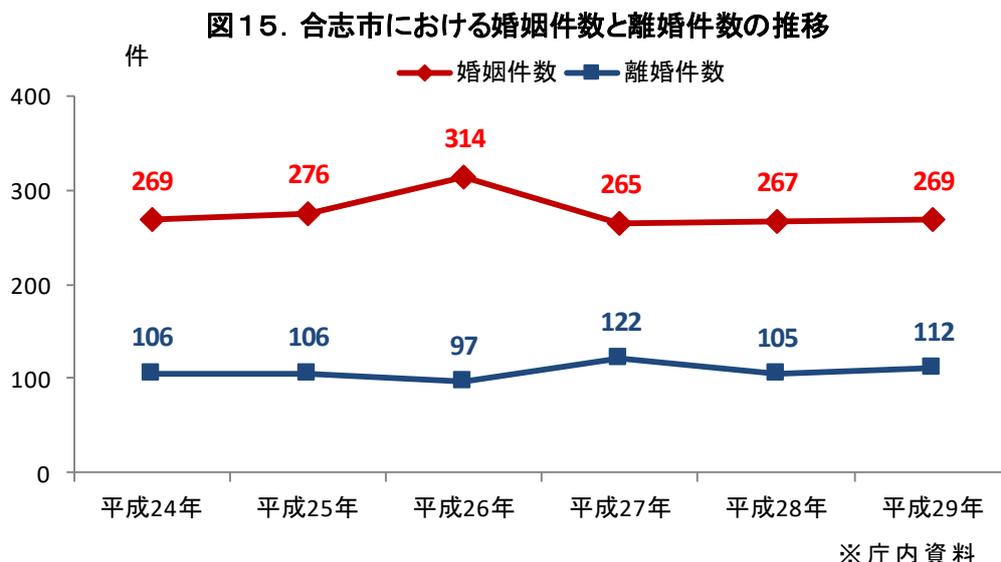


図 14. 合志市における女性の年齢階級別労働力率の比較(平成27年)



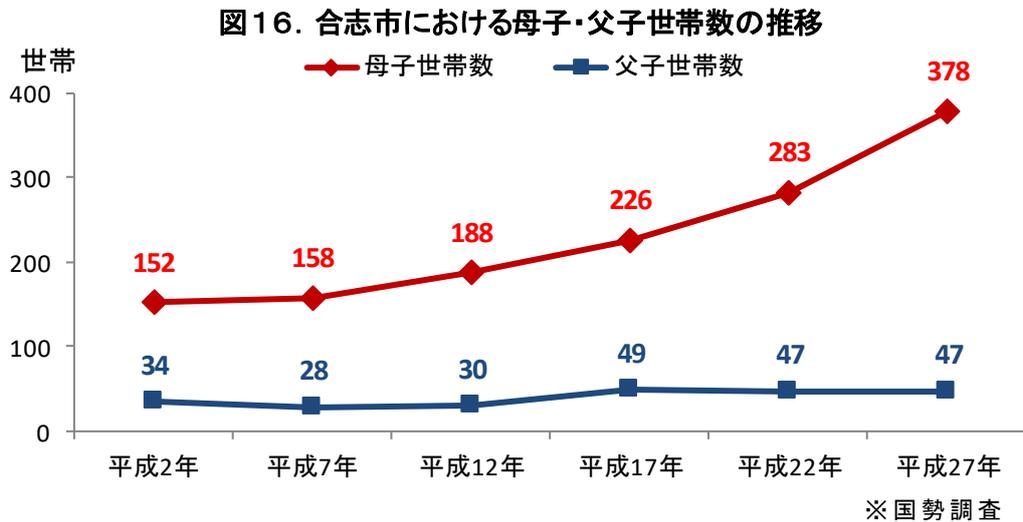
(7) 婚姻件数と離婚件数の推移

本市の婚姻件数の推移をみると、平成26年を除き平成24年から29年まで270件前後で推移しています。離婚件数の推移をみると、平成26年を除き100件を少し上回る件数で推移しています(図15.参照)。



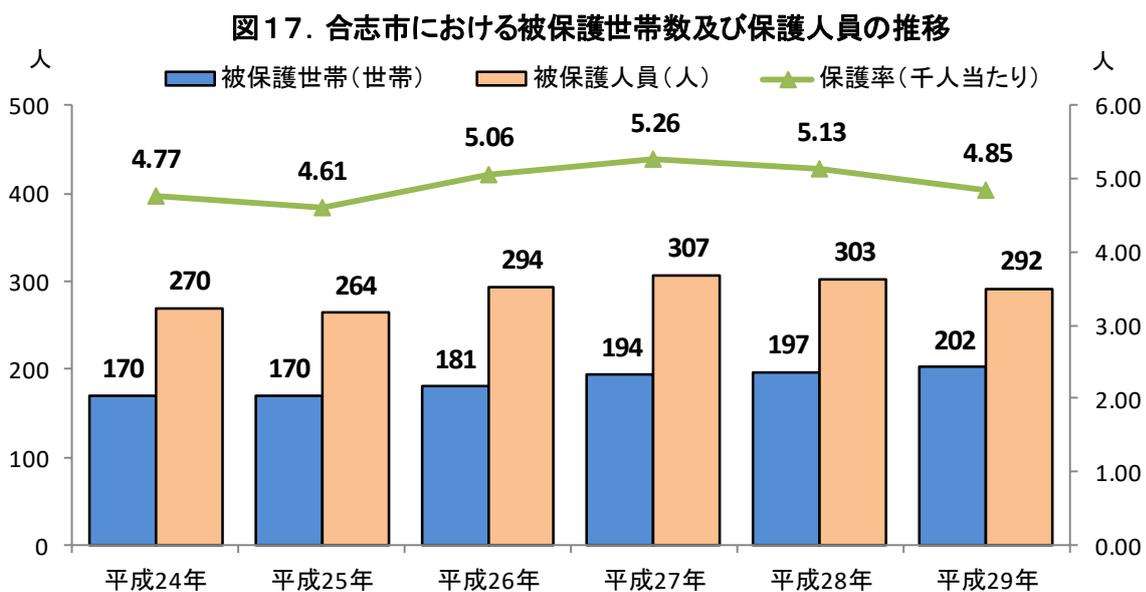
(8) 母子・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数の推移をみると、平成12年頃から増加傾向となり、平成27年は平成22年よりも95世帯増加し378世帯となっています。父子世帯については、平成17年の49世帯が最も多くなっていますが、大きな増減は見られません（図16. 参照）。

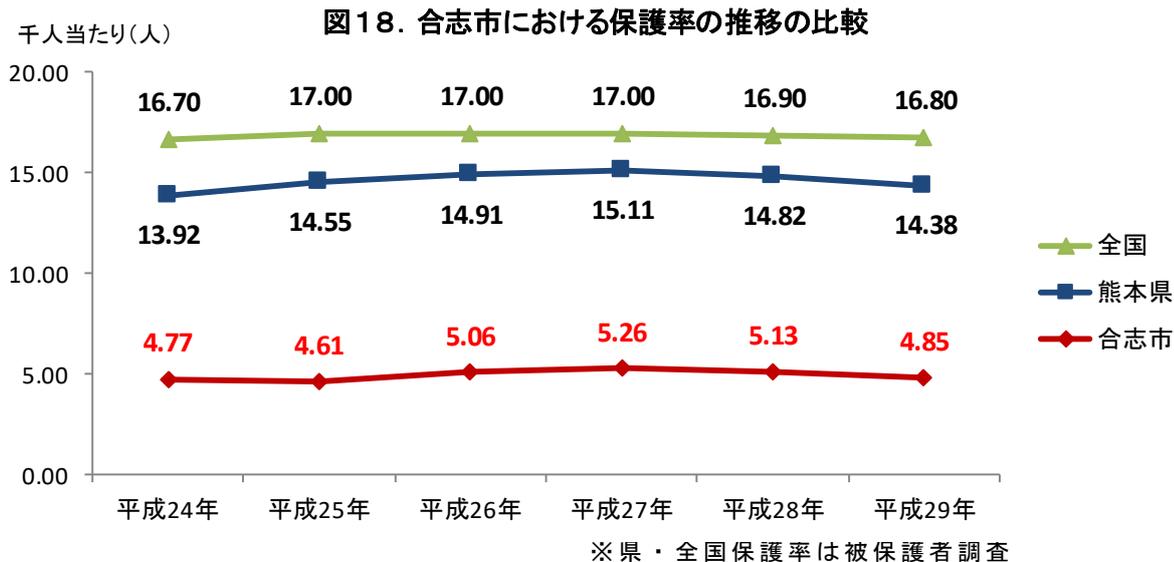


(9) 生活保護世帯数等の推移

本市の生活保護世帯数は緩やかな増加を示していますが、生活保護人員は平成27年をピークにその後は減少傾向にあります（図17. 参照）。人口千人当たりの生活保護率を熊本県や全国と比較すると極めて低い水準にありますが、子どもの貧困状態の早期発見と貧困の連鎖を断ち切るための取り組みが求められています（図18. 参照）。



※熊本県の生活保護（県健康福祉部）保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は年度平均



(10) 人口統計等からみた子ども・子育ての課題

本市は、総人口が増加し14歳以下の年少人口も増加しているという、少子高齢化が進む県内では極めて希なケースとなっています。今後も、本市の総人口は増加を続け、令和12年(2030年)には70,578人になると見込まれています。なかでも生産年齢人口の増加が顕著であり、市南部を中心に宅地開発が広範囲に行われ住宅建築が多く箇所で行われていることから、特にファミリー層の転入が今後も続くと思定されています。

ただ年少人口については、本市の合計特殊出生率が1.85と人口維持に必要な水準(2.05)を下回っていることから、子どもを産む世代(15~49歳)の人口比率の高さほどには増加しないと見込まれています。その要因の一つとして、子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、平成12年以降高止まり傾向にあることが挙げられますが、結婚や結婚後の仕事と家庭の両立など、結婚し、子どもを産み育てる環境に対する不安感、子育てに対する負担感などが出生率の低下を招いているのではないかと推察され、今後は未婚化の進行を抑えていく取り組みがさらに必要であることが示唆されています。

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている中で、子育て世代の就業率が増加し、いわゆる専業主婦が減少していることが、この5~10年の最も大きな変化であり、子育てに対するニーズも変化してきていると言えます。

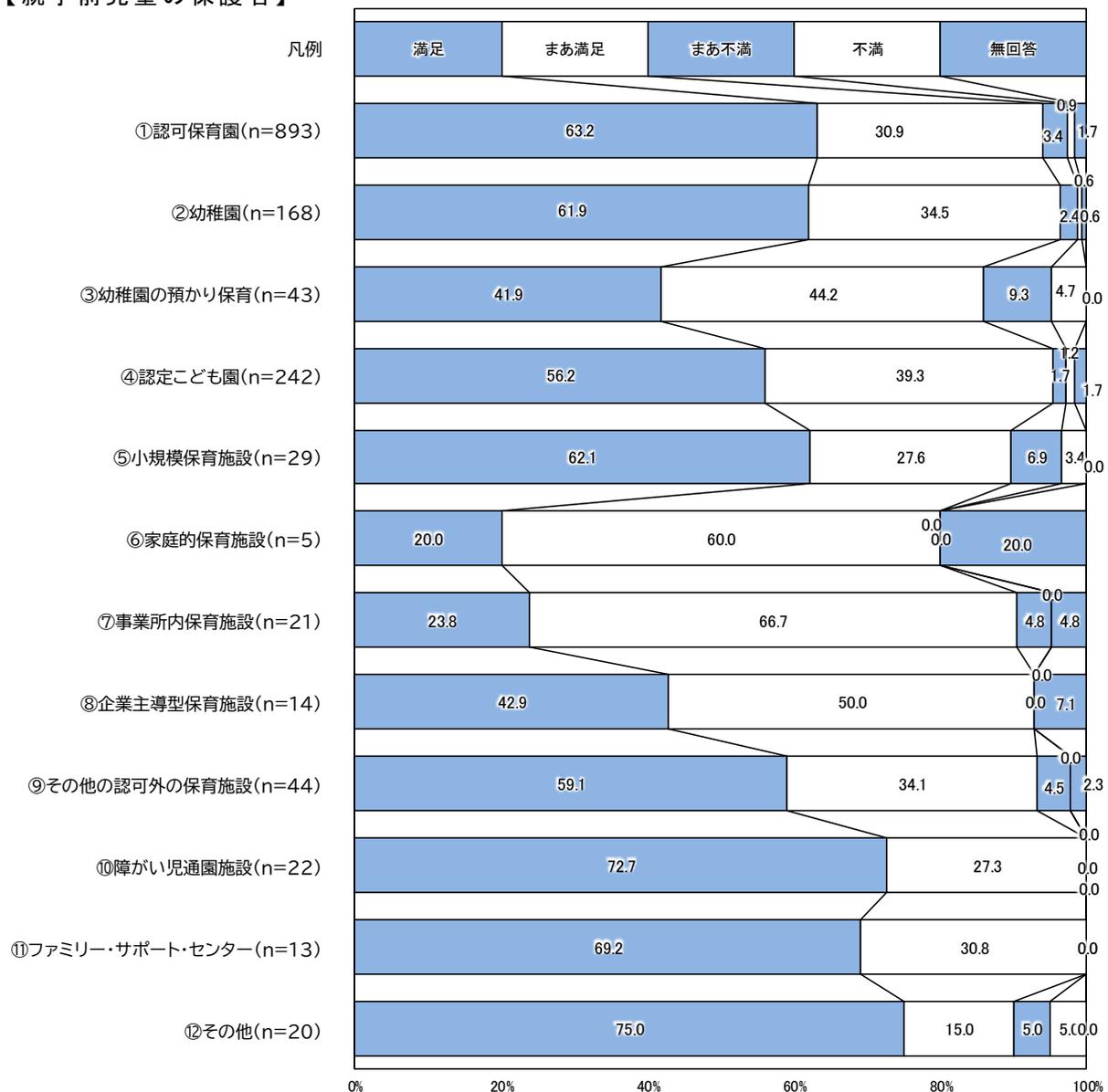
2. ニーズ調査結果からみた課題

(1) 事業に対する満足度

「合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査」（以下「ニーズ調査」という。）の設問において、利用したことがある事業の満足度を事業ごとにたずねました。その結果をみると、「満足」「まあ満足」を合わせた割合は多くの事業で90%を超えています。子育て支援に関する取り組みについて、地域や関係機関からの「量の確保に対する協力」及び「質の確保に対する尽力」により、就学前児童、小学生児童どちらの保護者からも高い満足度を得ることができました。

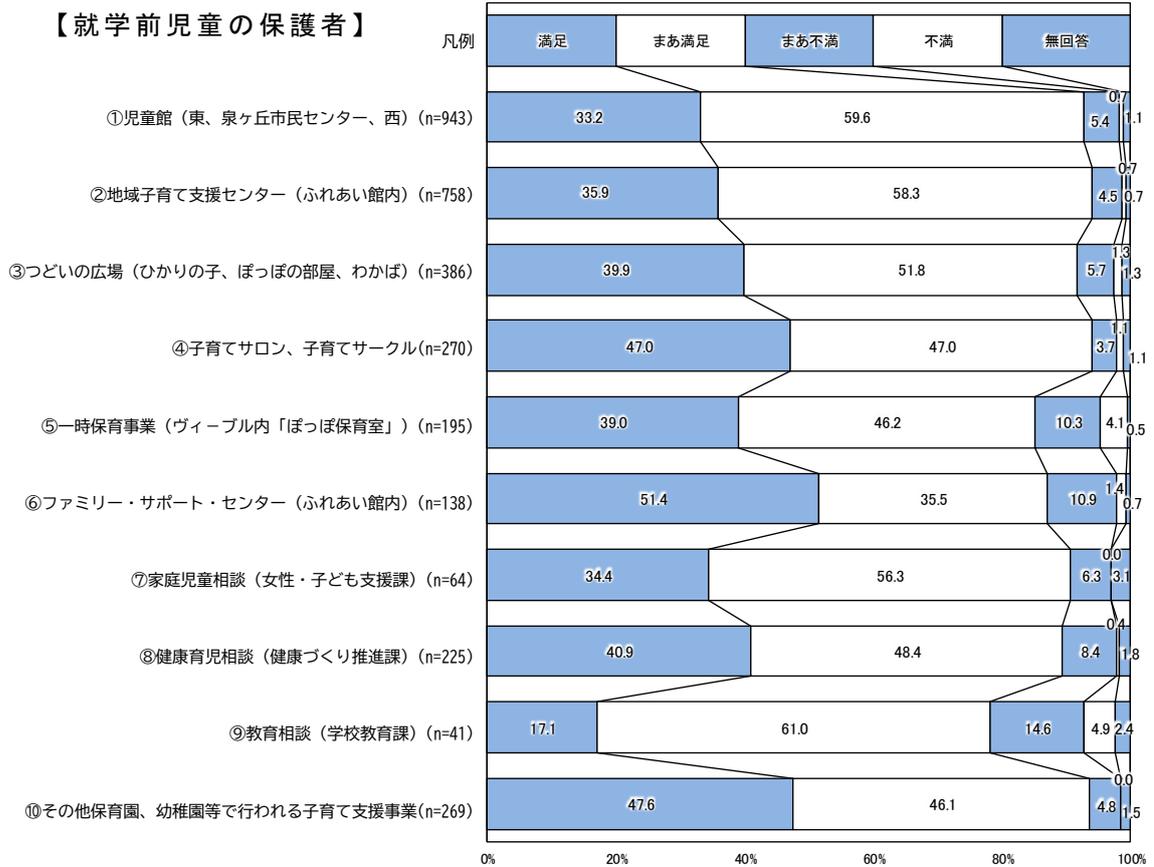
①教育・保育等の満足度

【就学前児童の保護者】

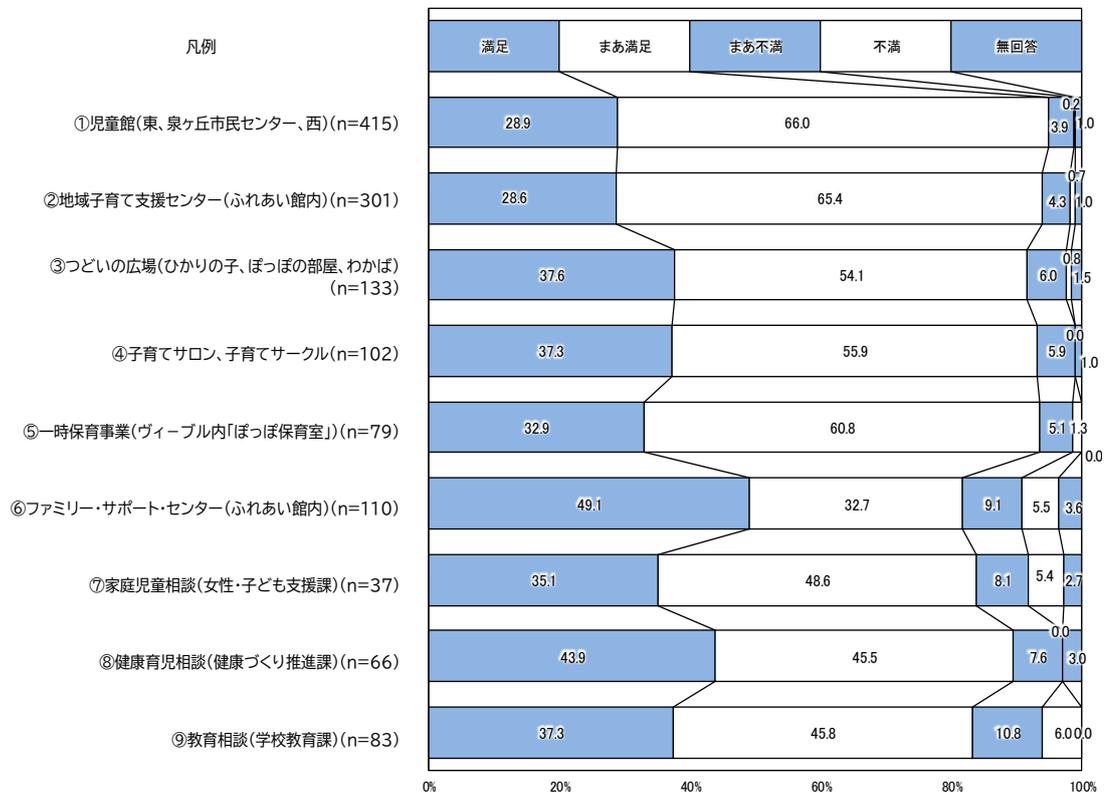


※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

②子育て支援に関する事業の満足度



【小学生児童の保護者】



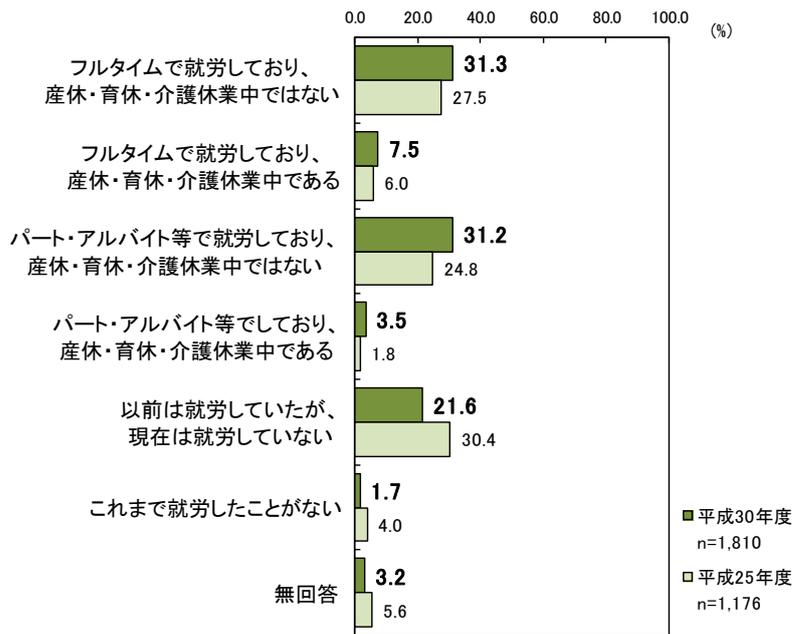
※合志市子ども・子育て支援事業計画 (第2期) 策定に係る市民アンケート調査

(2) 就労状況等の平成25年との比較

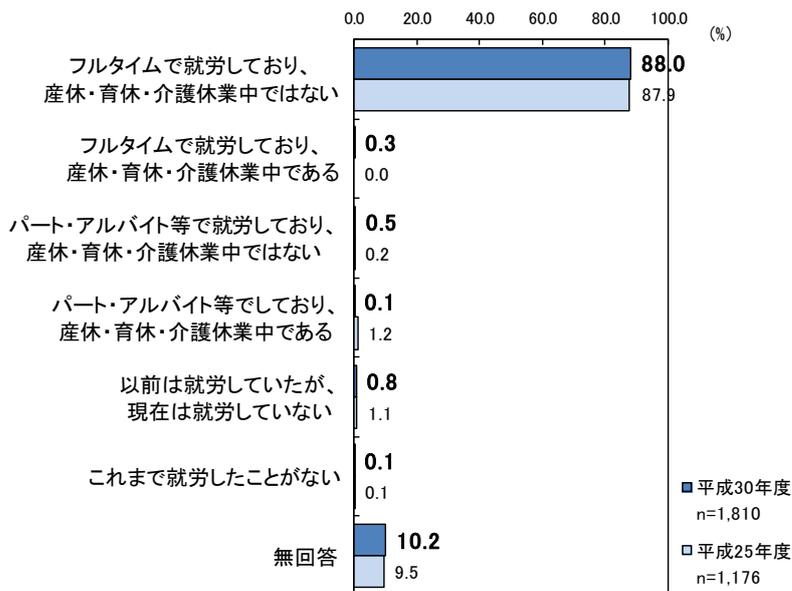
① 就学前児童保護者の就労状況

就学前児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果によると、母親で「就労している」人の割合が増加し、「就労していない」人の割合が減少しています（父親には大きな変化は認められません）。

【母親の就労状況】



【父親の就労状況】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

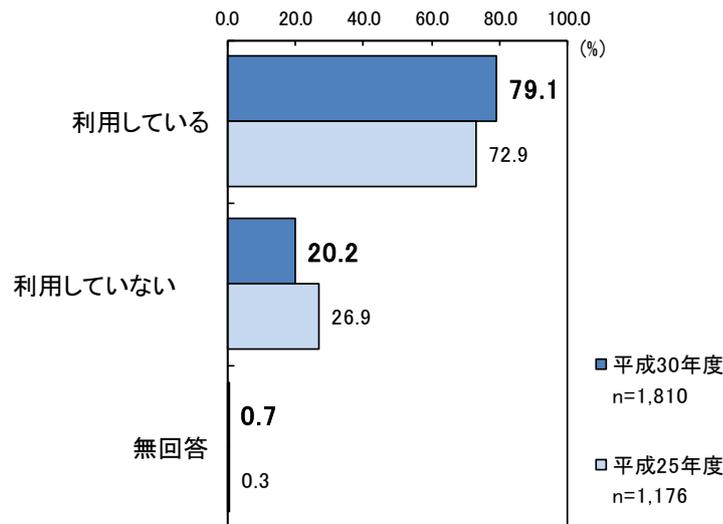
② サービスの利用状況

日常的な幼稚園・保育園等を「利用している」人の割合が平成25年と比べ増加していることの要因の一つは、母親で「就労している」人の割合が平成25年度より増加しているためと考えられます。また、「認定こども園」の整備が進んだことから、サービス別の利用状況は、平成25年と比べ「幼稚園」と「認可保育園」の利用割合が減少し、「認定こども園」の割合が増加しています。

近年、新たな事業として加えられた「企業主導型保育施設」についても回答者全体の4.3%が利用意向を示しています。

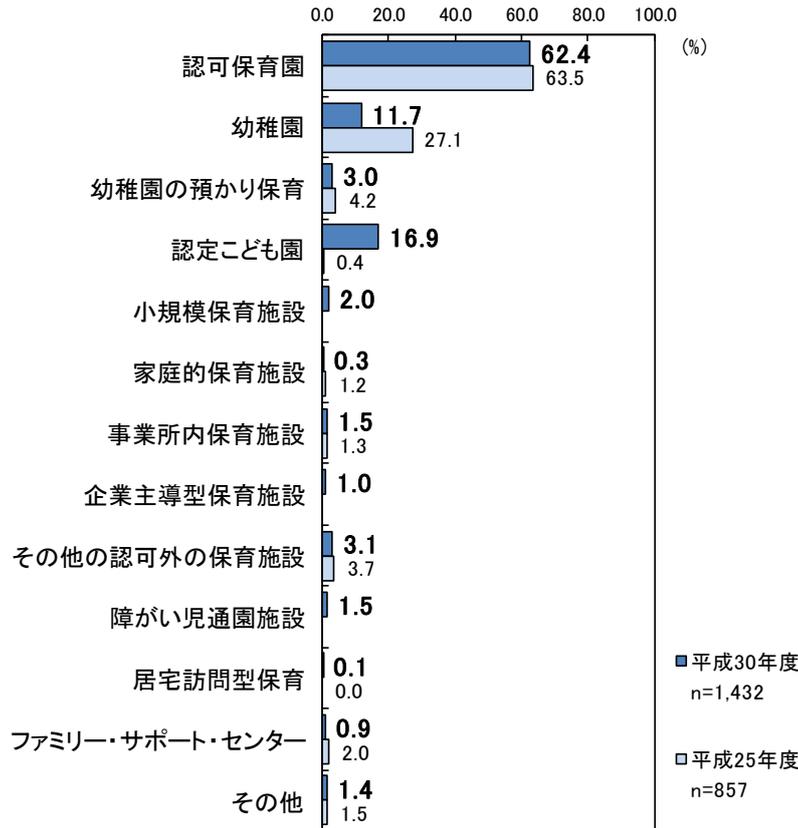
「利用している」人の割合は増加していますが、「利用していない」人が20.2%います。その利用していない理由をみると、「利用する必要がない」が最も高く48.9%、次いで「子どもが小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」の35.0%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の17.5%となっており、今後、利用したくても利用できない人たちへの対応が求められています。

【日常的な幼稚園・保育園等のサービス利用状況】

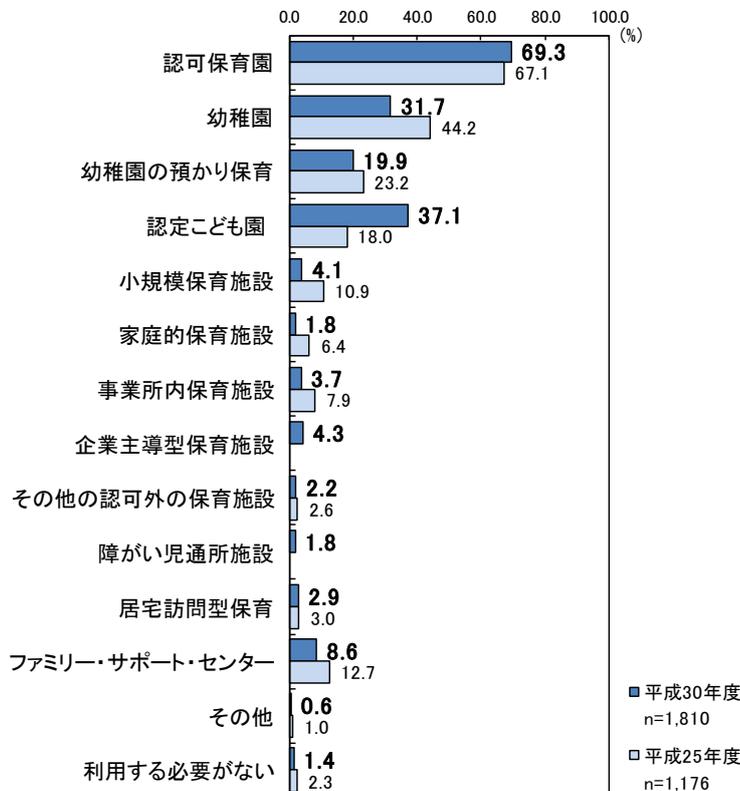


※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【平日の幼稚園・保育園等のサービス利用状況】

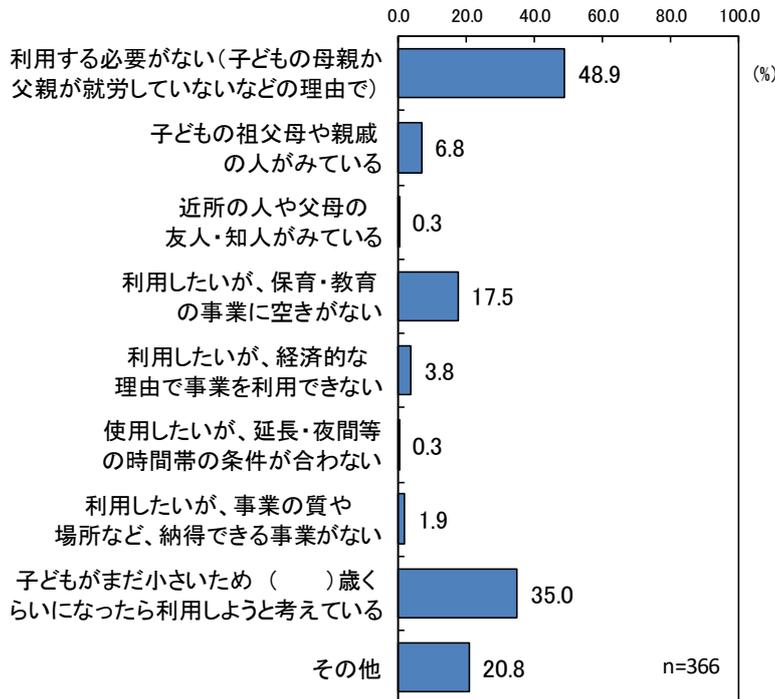


【平日の幼稚園・保育園等の今後のサービス利用意向】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【日常的な幼稚園・保育園等のサービスを利用していない理由】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

■認定子ども園を選択した理由に関する主な記述、() 内は件数

- ・保育だけでなく教育も受けることができるため(6)
- ・就業しているので保育施設の機能も必要だから(6)
- ・幼稚園と保育園の良さを合わせ持っているから(4)
- ・保育園のように遅くまで預かってくれるから(3)
- ・安心して預けられそうだから(2)
- ・自宅から近いから(2)

■企業主導型保育施設を選択した理由に関する主な記述

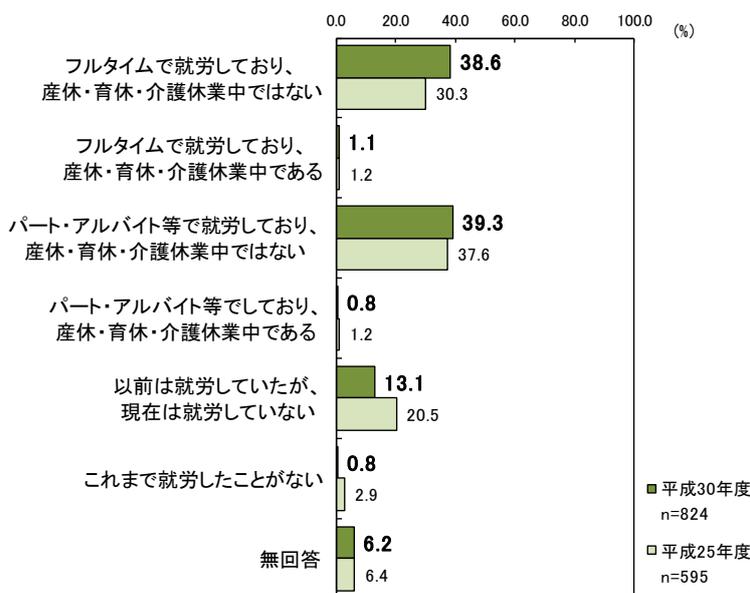
- ・企業主導型だと急な残業のときなども心配なくてよさそう。
- ・少人数で子供をみてもらえる利点があるため。事業所内や企業主導型は就労する際には利用したいため。
- ・フルタイムで働きたいと思っているため。
- ・送迎の負担もなく、近くなら安心できるため。
- ・仕事中でも見に行ける。送り迎えをしなくていい。

③ 小学生児童保護者の就労状況とサービスの利用状況

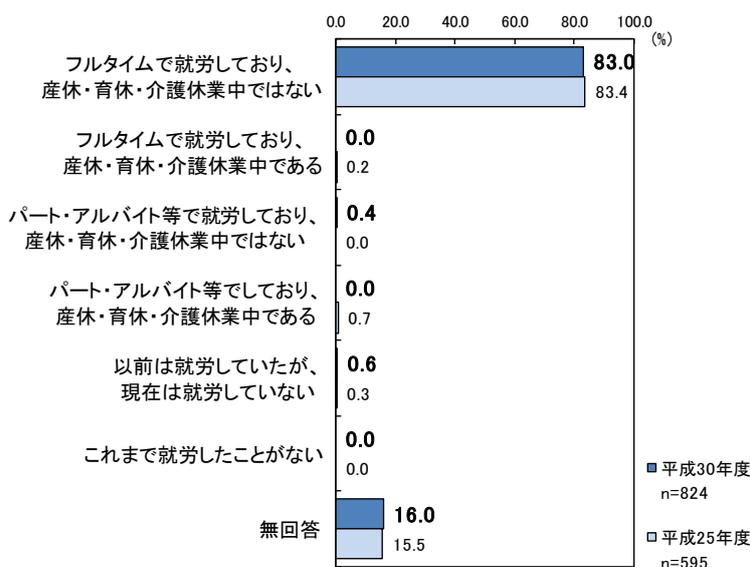
小学生児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果によると、就学前児童と同様に、母親で「就労している」人の割合が増加し、「就労していない」人の割合が減少しています（父親には大きな変化は認められません）。

このことが放課後子どもを過ごさせたい場所として、特に低学年で平日の小学校終了後の「放課後児童クラブ（学童クラブ・学童保育）」の利用意向が高くなっていることの要因の一つとなっていることがうかがえます。

【母親の就労状況】

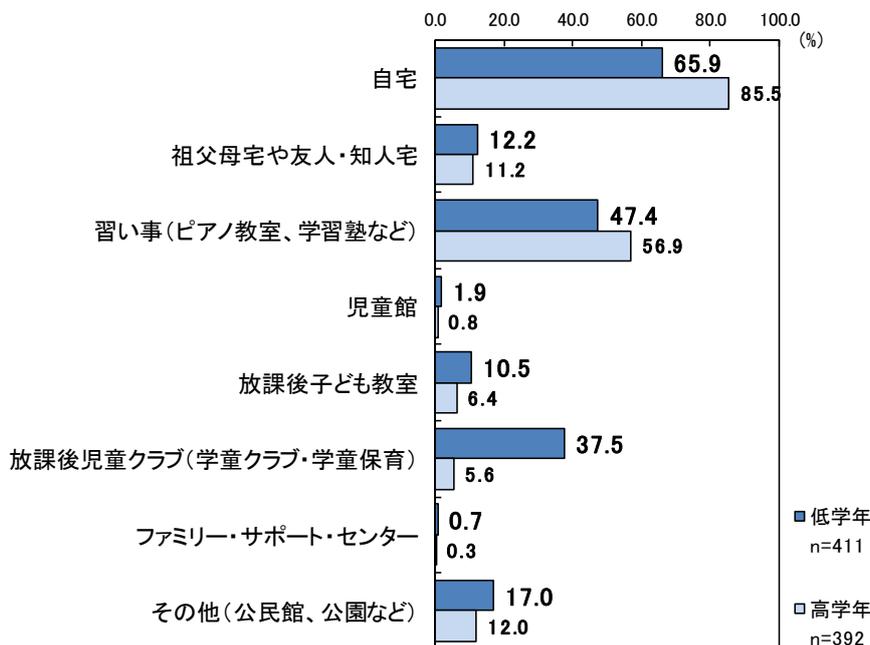


【父親の就労状況】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【平日の小学校終了後の過ごさせ方（希望）】



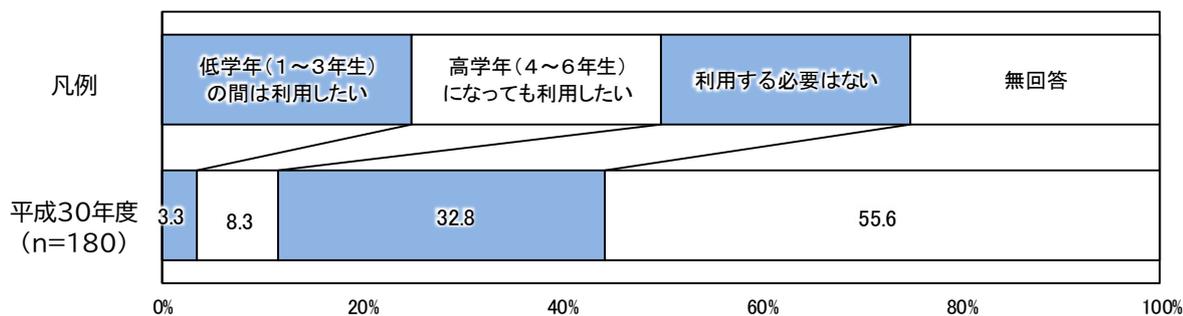
※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

④ 土日等の「放課後児童クラブ」の利用意向

「放課後児童クラブ」に対する利用意向は、土曜日や日曜日・祝日にも回答者の1割程度あります。夏休みや冬休みの長期休暇中の利用意向については4.2%となっています。

【土曜日における放課後児童クラブの利用意向】

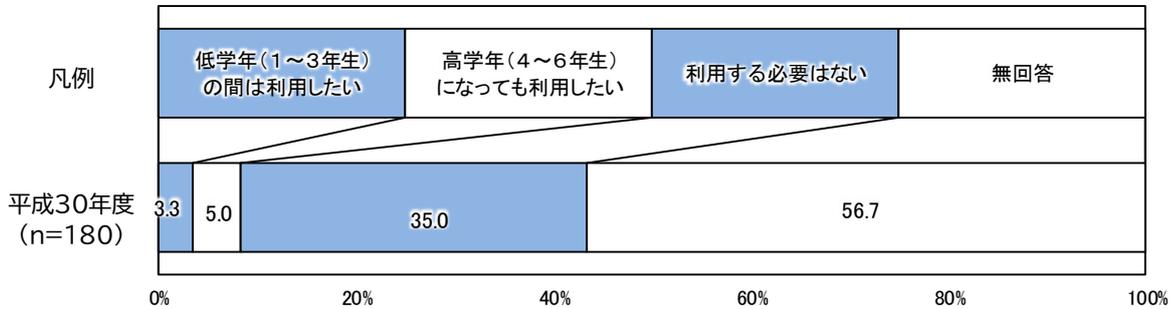
※放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」を選択した人に限定



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【日曜日・祝日における放課後児童クラブの利用意向】

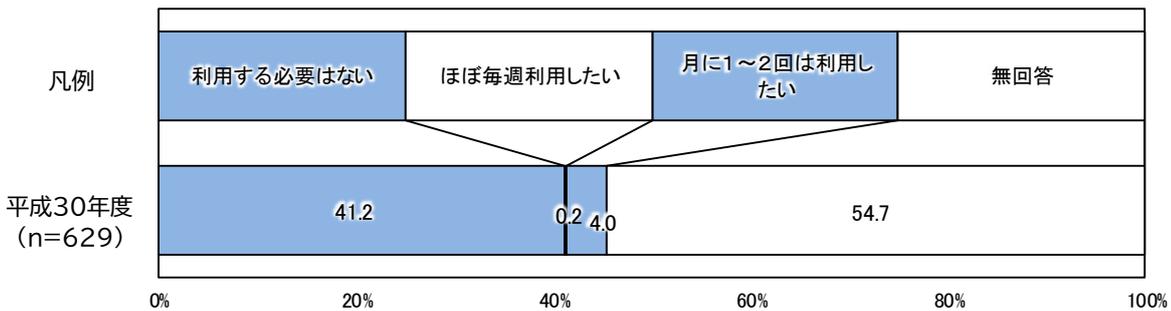
※放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」を選択した人に限定



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【長期休暇中（夏休み、冬休み等）の放課後児童クラブの利用意向】

※放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」を選択した人に限定



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

■放課後児童クラブに関する主な意見（抜粋）

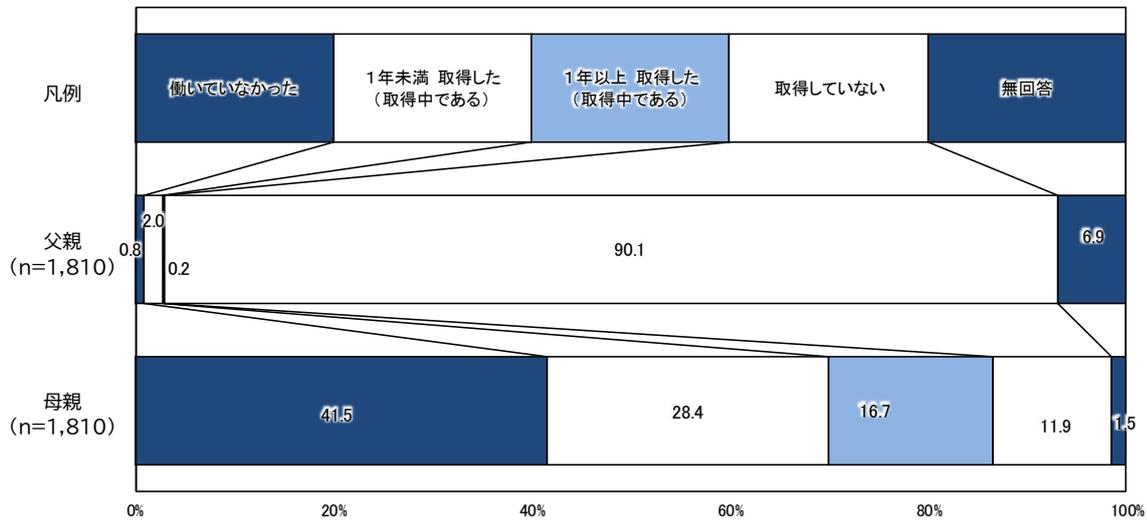
- ・子どもが楽しく通っており、学童での話もよくしてくれます。大人数の子どもがいるため、先生方は大変だろうないつも感謝しています。
- ・祝日の勤務が夫婦（両親）ともあるが、学童を利用できず困っている。
- ・夫婦共働きで、土曜や祝日も仕事がある日はとても困りました。土曜日だけでも学童保育をしていただけたら非常に助かります。祖父母は遠方なので預けることができません。
- ・学童クラブを19時まで利用しています。仕事がフルタイムで通勤時間も長いいため、19時まで学校の学童が利用できる合志市は子育てに優しい町だと心から思います。
- ・学童クラブの利用料金が値上がりし、本当は預けたいが、2人分の支払いがパートでは難しいので、今回利用を断念し長く勤務した会社を辞めて、短時間のパートを探す事にした。
- ・平日学校の下校から17時までの利用で月8,000円は高すぎる。
- ・フルタイムのときはよかったのですが、パートだと利用料の負担が大きい。
- ・介護休暇・産休中にも学童クラブでの預かりを可能にしてほしい。
- ・他の市では、4年生以上の受け入れ状況が厳しいようですが、東小学童クラブでは、6年生でも受け入れていただけて有難い。

- ・学童保育を申し込もうとしたが満員と言われて断られた。
- ・仕事をしていて子どもを預けているのに役員等の負担が多い。学校の役員、地域の役員など多すぎるので、学童での役員はやめてほしい。
- ・学童のおやつはお菓子が多く、少し摂取し過ぎかと思う。果物などをメインで入れてほしい。
- ・学童のおやつや量の量や内容が体に悪そうで見直してほしい。量だけでも。
- ・学童クラブは、人数が多すぎて窮屈な気がする。
- ・学童が保護者の勤務時間関係なく入れればよいと思います。ただ、学校からだいぶ離れている学童もあると聞いたので、敷地内のほうが安心します。
- ・学童が不足しており学年が上がるにつれて遠回しに辞めてほしいと言われていたりしているよう。他の小学校は新設されているのに、平等に増設して欲しい。
- ・学童があることで、就労はとても助かっていますが、学童の費用が高額であること、高学年に伴い、利用時間が減って行くのに対して、費用が利用する子とあまり利用しない子との間に差があるのは問題だと思います。また、平日より長期休暇の利用を希望している家庭の方が多いと思います。
- ・いつも入れるかどうか分からない状況なので、もう少し増やして欲しい。各学校区内に一つくらいずつあると、なお助かります。
- ・ひとり親は学童を無料にしてほしい。習い事をさせていない日は、まだ仕事が終わらないので早く帰ってこられると困る。学童の金額が高すぎて払えず、来年から学童に行かせられず、夏休みなど子供が1人で家にいないといけないので不安。すぐにでも対策してください。
- ・児童1人1人に向き合うのは難しいと思うが、子どもの個性を理解して接してほしい。話し言葉に気をつけてほしい（方言等…子どもがマネする）。
- ・長期休暇中のみ利用できる学童ができるといいです。学校がある日は2時間～3時間程の留守番ですが、夏休みとなると1日留守番させるのは高学年になっても不安があるので。
- ・夏休みなどの長期休みの間、子供たちだけ家に留守番させるのは心配なので、この間だけでも学童クラブなどをお願いしたいと思ったが、休みの間だけの利用はできないとのことなので、なかなか仕事に就けない。

⑤ 職場の両立支援制度の利用状況

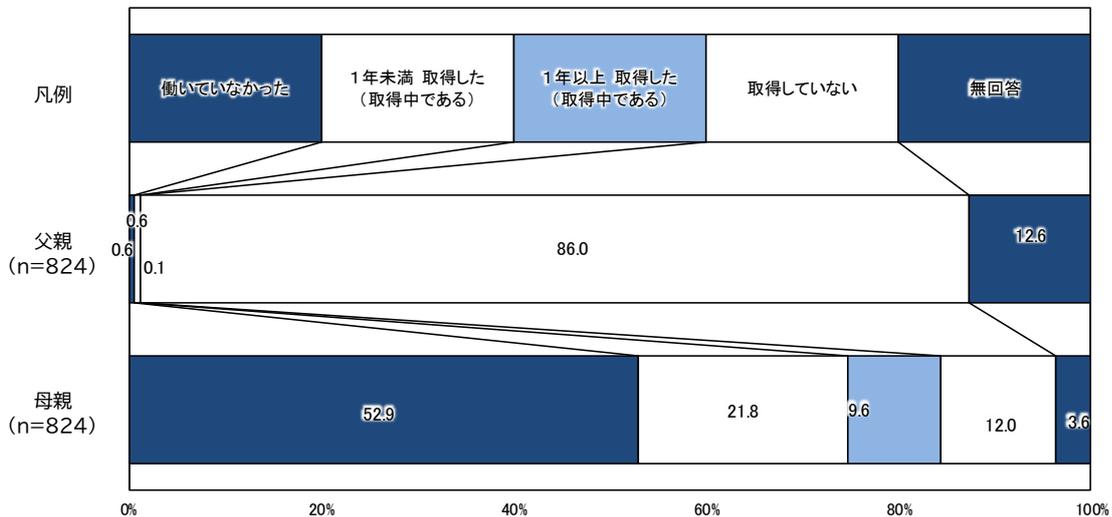
子どもが生まれた時における育児休業の取得状況をみると、父親で取得している人の割合が極端に低くなっています。母親の『取得した（1年未満取得＋1年以上取得）』は、就学前の45.1%に対し小学生児童は31.4%となっています。

【就学前児童保護者の育児休業の取得状況】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

【小学生児童保護者の育児休業の取得状況】



※合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る市民アンケート調査

(3) ニーズ調査結果からみた子ども・子育ての課題

本市の子ども・子育て支援に係る各事業の満足度をみると、就学前児童、小学生児童どちらの保護者からも多くの取り組みについて、高い満足度を得ています。

この結果から、本市の子育て環境や支援が保護者のニーズに沿ったものであったことがうかがえます。しかし、満足していない人や各事業に対する充実をさらに望む意見も寄せられていますので、できるだけ個別の希望に沿うような取り組みを行い、現在利用しているが満足ではない人及びこれから利用する人に対しての満足度を高めていく必要があります。

また、就学前及び小学生児童の保護者のいずれも、母親で「就労している」人の割合が増加し、「就労していない」人の割合が減少しています（父親には大きな変化は認められません）。さらに幼稚園・保育園等を「利用している」人の割合が平成25年と比べ増加している理由として、母親の就業率が増加していることが大きな背景になっていることがうかがえます。本市は少子化が進む他の市町村と異なり、人口増に加え母親の就業率の向上による、さらなる保育需要に対応していくことが求められています。

就学前児童及び小学生児童の保護者のニーズでは、すぐに保育園等に入ることができる環境を望む意見、学童保育の開始・終了時間の変更や土曜、日曜、祝日、長期休暇中の利用を望む意見が多かったほか、住まいの地域での子育て支援や子育て環境に関する情報が不足しているという意見なども寄せられています。さらに、子育てと仕事が両立できる環境整備や両立に対する企業の理解を望む意見も寄せられています。

子ども・子育て支援を巡る環境は5年前よりも改善傾向が認められるものの、サービス量の充足だけでなく、サービスの質を求める内容が増加していくステージに入ってきていることがうかがえます。

この計画においては、以上のような状況や意見を踏まえ、本市の子育て環境の満足度をさらに高めるような施策の充実が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「合志市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」では、「ささえあい 健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」を基本理念に、さまざまな子育て支援策を進め、この基本理念のもと、本市では地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援し、安心・安全な環境で健やかに子育てができる心豊かなまちづくりに取り組んできました。

第2期計画においても、第1期での取り組みの継続性を維持するため、この基本理念の趣旨を継承します。

「ささえあい 健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」

2. 基本目標

基本理念のもとに、次の4つの基本目標を掲げ、子育て環境の整備促進に努めます。

基本目標①

多様な子育て支援サービスを充実します。

基本目標②

子育ての負担感・不安感を解消するための体制をつくります。

基本目標③

子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。

基本目標④

地域における子育て力を強化します。

3. 取り組みの体系

基本理念を実現するための基本目標に沿って6つの取り組みの柱を定め、それぞれの柱に沿った事業及び活動を推進します。

取り組みの柱①

地域における子育て支援の充実

取り組みの柱②

子どもと母親の健康の確保および増進

取り組みの柱③

子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

取り組みの柱④

子どもの安全確保と生活環境の整備

取り組みの柱⑤

男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

取り組みの柱⑥

子どもの人権の尊重と要保護児童等へのきめ細かい対応の推進

基本理念

「ささえあい 健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」

基本目標

- ① 多様な子育て支援サービスを充実します。
- ② 子育ての負担感・不安感を解消するための体制をつくります。
- ③ 子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。
- ④ 地域における子育て力を強化します。

取り組みの柱	取り組み
1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子どもの健全育成
2 子どもと母親の健康の確保および増進	(1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 思春期保健対策の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 確かな学力の向上 (2) 豊かなこころの育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 信頼される学校づくり (5) 幼児教育の充実 (6) 家庭や地域の教育力の向上
4 子どもの安全確保と生活環境の整備	(1) 交通安全の推進 (2) 犯罪等の被害から守る活動の推進 (3) 安心して外出できる環境の整備
5 男女共同参画とワークライフバランスの推進	(1) 男女共同参画の推進 (2) ワークライフバランスの推進
6 子どもの人権の尊重と要保護児童等へのきめ細かい対応の推進	(1) 児童虐待防止対策等の推進 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実 (4) 困難を抱える若者への支援の充実

第4章 取り組みの柱ごとの事業・活動

1. 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

① 地域子育て拠点事業

【現状および利用状況等】



- 地域子育て支援拠点事業とは、乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。つどいの広場3か所、地域子育て支援センター1か所で実施しています。利用状況は現状維持もしくは年によっては微減しています。働く母親の増加に伴い今後は利用人数が減っていくことが予想されます。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 21,672 人
- ・平成 28 年度 20,784 人
- ・平成 29 年度 20,962 人
- ・平成 30 年度 19,245 人

【今後の方向性】

- 地域子育て支援センターでは、関係機関との連携を密にし、子育ての不安やハイリスク家庭への相談窓口の強化とともに、健康育児相談等、気軽に相談できる体制を整え、育児不安等の深刻化防止を図ります。また、親の子育て力を高め、保護者が自信をもって子育てができるよう、学びの機会の充実を図ります。

【関係する課】 子育て支援課

② ファミリー・サポート・センター事業

【現状および利用状況等】



- ファミリー・サポート・センター事業とは、次にあげる援助のいずれかまたはすべてを受けることを希望する者と、この援助を行うことを希望する個人との連絡および調整ならびに援助希望者への講習の実施、その他必要な支援を行う事業です。また、この事業の一環として「こどもの緊急サポート」を実施し、そのなかで、病児・病後児の預かりや病院受診の付き添いなども行っています。

- ① 子どもを一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む)を行うこと

② 子どもが円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること

利用状況については、年間の利用回数が多い会員の入・退会に左右される傾向にあります。大まかには現状維持の方向であり、協力会員の確保が課題となっています。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 2,786 人
- ・平成 28 年度 2,227 人
- ・平成 29 年度 2,542 人
- ・平成 30 年度 2,597 人

【今後の方向性】

- 引き続きファミリー・サポート・センター事業を実施します。会員の増加を図るため、広報活動、協力会員確保のための養成講座の充実に努めます。

【関係する課】 子育て支援課

③ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）



【現状および利用状況等】

- 保護者の傷病、育児疲れ、冠婚葬祭等によって、一時的に保育が必要となる児童を、1 日単位で預かる事業です。とりあえず予約し直前にキャンセルする人が多く、予約が取れないとの意見が多く出ていましたが、前金制にしたことで、直前のキャンセルがかなり解消されました。ぽっぽ保育室(ヴィーブル内託児室)が休日保育の唯一の受け皿となっていますが、特に混乱は見られません。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 1,257 人
- ・平成 28 年度 1,417 人
- ・平成 29 年度 1,424 人
- ・平成 30 年度 1,496 人

【今後の方向性】

- 引き続きぽっぽ保育室で一時預かり事業を実施します。認可保育所ならびに認定こども園においても受入可能な範囲内で今後も継続して実施します。

【関係する課】 子育て支援課

④ 病児保育事業



【現状および利用状況等】

- 保育を必要とする乳児または幼児、または保護者の労働もしくは疾病その他の理由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している子どもであって、疾病にかかっている子どもについて、病院や保育施設等において、保育を行う事業です。すこやか(ふれあい館内)、陽(ひかり)(南ヶ丘福祉支援センター内)の2か所の病児保育施設で実施し、定期的に利用されています。定員オーバーで利用できない場合もありますが、感染症等の流行により利用の波があるため簡単には増設することができない状況です。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 1,017 人
- ・平成 28 年度 951 人
- ・平成 29 年度 1,049 人
- ・平成 30 年度 934 人

【今後の方向性】

- 病児保育のニーズは高いものの、利用実績には波があることから、サービスの周知に努めながら、運営方法やコーディネート等の工夫について検討します。また、感染力の高い疾病の利用範囲のあり方についても検討します。

【関係する課】 子育て支援課

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）



【現状および利用状況等】

- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設で預かり、宿泊を伴う必要な保護を行う事業です。現在、合志市内外に所在する7つの乳児院や児童養護施設と委託契約しています。毎年利用相談や申請はありますが、事前に利用登録をしても実際利用する際に施設の空き状況で左右されるため利用の確約ができず、積極的な利用の促進があまりできていない状況です。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 なし
- ・平成 28 年度 なし
- ・平成 29 年度 9 人

・平成 30 年度 3 人

【今後の方向性】

- 引き続き合志市内外に所在する7つの乳児院や児童養護施設を利用して実施します。その他の支援制度と合わせてサポートの一つとして機能できるよう周知を図ります。

【関係する課】 子育て支援課

⑥ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）



【現状および利用状況等】

- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設で預かり、夜間もしくは休日に必要な保護（宿泊を伴わない）を行う事業です。現在、児童養護施設など8施設と委託契約しています。事前に利用登録をしても実際利用する際に施設の空き状況で左右されるため利用の確約ができず、積極的な利活用ができていない状況です。

(利用人数)

- ・平成 27 年度 17 人
- ・平成 28 年度 なし
- ・平成 29 年度 なし
- ・平成 30 年度 なし

【今後の方向性】

- その他の支援制度と合わせたサポートの一つとして機能できるよう周知を図ります。

【関係する課】 子育て支援課

⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）



【現状および利用状況等】

- 合志小校区では地域活動等助成事業により、竹迫みのり保育園、合志中部保育園、栄保育園での学童保育を実施しています。その他の小学校区では、小学校敷地内や隣接地で学童保育事業を実施しています。
- 現在、1クラブの適正人数である40名を超えた児童の受け入れを行っているクラブも多く、一部のクラブについては、待機児童も発生している状況です。
- 児童数の増加に伴い、学校敷地内での建設も難しくなっているため、学校敷地外に建設用地の確保を考慮しなければならない状況になっています。

（施設整備）

- ・平成 30 年度 西合志東小第 5,6
- ・平成 31 年度 中央小第 3,4,5

【今後の方向性】

- 現在、放課後児童クラブでは、長期休暇児童預かり事業を実施しており、利用する子どもと保護者にとってよりよいものとなるよう改善を図りながら、開所時間の延長に取り組むほか、夏休みなどの長期休暇時のみの預かりについても検討していきます。
- 大規模な放課後児童クラブについては分割化を進めるとともに、利用者の増加を見込んだ新設についても計画的に進めていきます。運営については公募での事業者決定を行い、小学校区を超えた広域での預かりや長期休暇時の預かりについても検討を行っていきます。
- 学習やスポーツ・文化活動等に取り組む放課後子供教室の実施について検討するとともに、放課後児童クラブの実施にあたっては、放課後子供教室との連携について検討し、必要に応じて、同一小学校内で両者を一体的に実施していくものとします。

【関係する課】 子育て支援課、生涯学習課

⑧ 子ども・子育て支援ネットワークの構築



【現状および利用状況等】

- それぞれの関係機関において、連携を図り子育てに関する多様な取り組みを行い、子育て世代の支援の充実に努めています。
- アンケート結果では、利用したい時に利用できる子育てに対する情報や支援を求める声が多くあります。

【今後の方向性】

- 子ども・子育て支援に関する事業や取り組みについて、関係機関（行政・社協・民間・ボランティア・地区等）が開催する行事や必要な企画等を連携・協働して行います。子ども・子育て支援ネットワークを構築するため、子育てについての啓発講座や具体的な支援講座等で人材育成を図り、継続的な研修等でフォローアップを図ります。関係機関と連携して、子育ての問題やニーズに対して、それぞれに可能なサービスを提供・支援し、協働し合える関係をつくり、ネットワークの実践力をアップします。
- 妊娠初期から子育て期において、関係機関と連絡調整を行ない、それぞれの段階に対応した切れ目のない支援を提供します。

【関係する課】 子育て支援課、健康づくり推進課

（２）保育サービスの充実

① 利用者支援事業



【現状および利用状況等】

- 平成28年3月より、1名を保育コンシェルジュとして雇用し、子育て支援課窓口で業務を行っています。窓口や各子育て関係施設での相談業務を行い、保護者の用事で保育が出来ないとの相談の際は、一時預かりができる施設を案内するなど保護者のニーズに沿った市の保育サービスについての紹介を行っています。
- 児童館や子育てサロンでは、各種保育サービスの内容や違いについて説明を行っています。
- 相談時に保護者が就労希望の保育士等であれば、「保育士等人材バンク」への登録を促し、雇用希望園への橋渡しも行っています。

【今後の方向性】

- 子どもおよびその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行っていきます。
- 今後も児童館や子育てサロンなどでの相談業務を実施し、保育コンシェルジュについての周知を図っていきます。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの相談ができる体制を整えます。

【関係する課】 子育て支援課、健康づくり推進課



② 保育サービスの拡充

【現状および利用状況等】

- 事業計画に沿った増員を図ってきましたが、待機児童は発生している状況です。

(保育施設数及び定員)4月1日現在

- ・平成 27 年度 26 施設 2,096 名
- ・平成 28 年度 28 施設 2,208 名(前年比+112 名)
- ・平成 29 年度 29 施設 2,358 名(前年比+150 名)
- ・平成 30 年度 29 施設 2,383 名(前年比+25 名)
- ・平成 31 年度 29 施設 2,393 名(前年比+10 名)

(入所者数)4月1日現在

- ・平成 27 年度 2,041 名
- ・平成 28 年度 2,257 名
- ・平成 29 年度 2,367 名
- ・平成 30 年度 2,440 名
- ・平成 31 年度 2,519 名

(待機児童数)4月1日現在

- ・平成 27 年度 33 名
- ・平成 28 年度 41 名
- ・平成 29 年度 62 名
- ・平成 30 年度 10 名
- ・平成 31 年度 40 名

【今後の方向性】

- 待機児童の対策のため、認可保育所の新設や増員を進め、保育サービスの拡充を図ります。また、保育の質を確保するために、保育士の処遇改善等を図るとともに、保育士の養成・人材確保の支援を行います。
- 認可外保育所(企業主導型保育事業所も含む)については、令和元年度現在、市内に7か所ありますが、待機児童対策はもとより、合志市における保育サービスの充実を図っていく上で、重要な役割を果たしていることから、引き続き、サービスの質の向上等の取り組みのための支援を行います。

【関係する課】 子育て支援課

③ 時間外保育（延長保育）事業



【現状および利用状況等】

- 時間外保育(延長保育)事業とは、やむを得ない理由により、利用日および利用時間帯以外の日および時間において保育を受けた場合、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部または一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。市内のすべての保育所、認定こども園、地域型保育事業施設で実施しています。

(延べ利用者数)

- ・平成 27 年度 38,020 名
- ・平成 28 年度 34,177 名
- ・平成 29 年度 35,824 名
- ・平成 30 年度 39,640 名

【今後の方向性】

- 引き続き市内のすべての保育所、認定こども園、地域型保育事業施設で実施し、また、一部の保育所では、20 時までの延長保育を行います。

【関係する課】 子育て支援課

④ 休日保育事業・夜間保育事業・特定保育事業



【現状および利用状況等】

- 休日保育事業は、保護者の就労形態が多様化していることから、休日等に保育所を開所し、保護者の勤務等により児童が保育を受けられない場合に対応する事業です。夜間保育事業

は、夜間または夜間を含めた時間まで保育所を開所し対応する事業です。特定保育事業は、週2～3日程度または午前か午後のみなど、柔軟に保育サービスを提供する事業です。休日保育は、現在ぽっぽ保育室(ヴィーブル内託児室)にて実施しています。夜間保育事業、特定保育事業は実施していません。

- 休日保育のニーズが高まれば、実施施設増の対応も必要です。夜間保育は、ニーズにより実施するかの判断は必要です。特定保育事業については、待機児童が解消できるまでは、施設等の余裕がないため、待機児童の解消に向けた対応が優先になります。

【今後の方向性】

- 夜間保育事業は、現在実施していませんが、ニーズに対応していく必要があります。特定保育事業は、現在待機児童が発生しており施設・人間的な余地がないため実施していませんが、待機児童が解消され、施設・人員に余裕が出た場合には、事業実施に向けた検討を行います。

【関係する課】 子育て支援課

⑤ 保育サービスに関する情報提供



【現状および利用状況等】

- 子育て支援課に保育コンシェルジュを配置し、ニーズに合った保育サービスの案内を行っています。
- 次年度保育所入所申し込みや長期休暇時の放課後児童クラブ入所申し込みは、時期をみて広報紙への掲載を行っています。
- 保育サービスに関する情報提供は、広報紙、市ホームページ及び「暮らしの便利帳」等に掲載し配布を行っていますが、必要な情報が届いていない保護者がいることがアンケート調査結果に出ています。

【今後の方向性】

- 相談内容に応じた保育サービスの案内ができるように、各事業実施者より情報を収集し、市民に分かりやすく伝えます。最新の情報を提供できるように、市広報紙の活用やホームページの更新を行うとともに、保育コンシェルジュによる相談業務や熊本県が実施しているLINEを使った子育て相談システム「聞きなっせ AI くまもとの子育て」も活用し、情報提供を行っていきます。待機児童等の保護者が求める保育サービスを受けられない場合は、代わりとなる保育サービスについての情報提供ができるよう、情報収集に努めます。

【関係する課】 子育て支援課

⑥ 第三者評価制度の促進



【現状および利用状況等】

- 保育所における福祉サービスを第三者評価制度に基づき評価し、公表することにより、事業者は利用者本意で質の高いサービスをめざし、利用者はサービスの選択に利用できる取り組みです。
- 保育所整備補助金を使用し整備を行った施設については、翌年に第三者評価を実施しています。

・平成 28 年度 ひかりの子保育園

・平成 30 年度 六華こども園、百合ヶ丘保育園、かえでの森こども園

【今後の方向性】

- 第三者評価制度の趣旨を周知し、県と連携しながら制度の利用促進に努めます。

【関係する課】 子育て支援課

(3) 子どもの健全育成

① 児童館運営の充実



【現状および利用状況等】

- 子どもやその家族が安心して遊び、学ぶことができる場を提供するとともに、乳児から高齢者までの幅広い年齢層が集い、地域での交流や世代間・異年齢間交流等のさまざまな活動を実施しています。
- 厚生労働省が平成 23 年 3 月に策定した「児童館ガイドライン」が、平成 30 年 10 月に改正されました。この改正により児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や、今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた見直しが行われました。

(利用人数)

・平成 27 年度 29,966 人

・平成 28 年度 41,698 人

・平成 29 年度 42,369 人

・平成 30 年度 44,142 人

【今後の方向性】

- 東児童館、泉ヶ丘市民センター児童館、西児童館の3か所の児童館の間で連携を図り、取り組んでいる事業活動の情報発信と参加の呼びかけに努めながら、児童館運営の充実を図るとともに、配置する児童厚生員については、地域組織化を図る役割を担い、地域全体を視野に入れた活動の展開に努めます。
- 子どもの健全育成を図るため、各児童館を拠点に活動する地域組織を支援し、幅広い年齢層の自主的な企画や活発な活動を促すことで、それぞれの組織力を高め、子どもの健全育成をめぐる地域力向上をめざす地域活動育成事業を推進します。
- 施設整備については、必要に応じて老朽化等による大規模修繕等の検討をするとともに、児童館運営については事業委託や指定管理者制度等の活用を検討します。

【関係する課】 子育て支援課

②子どもの体験学習や居場所づくりの推進



【現状および利用状況等】

- 幼児から大人までを対象に様々な体験教室を実施。スポーツイベントでも小学生対象や親子で参加する区分を設けるなど参加しやすい環境づくりに努めています。
- 小学校部活動の社会体育移行後、社会体育団体未加入の児童に対する運動機会の提供や、市民が近隣で運動できる施設として、学校開放を有効に活用しています。
- 子ども歴史科学体験教室を歴史資料館で開催し、参加者数が増加しています。
- 三つの木の家自主事業への申込者は増加傾向にあります。
- 子どもフェスティバルは、熊本 YMCA 学院や熊本高専、熊本ベルエibel美容専門学校等、外部の力も活用しています。
- 子ども会は、クラブ活動等の影響で、活動が停滞、会員数も減少しています。

(利用人数)

- ・スポーツイベント参加人数 1,321 人(平成 30 年度)
- ・スポーツ体験教室参加人数 546 人(平成 30 年度)
- ・子ども歴史科学体験教室参加人数 726 人(平成 30 年度)
- ・三つの木の家自主事業への参加者数 351 人(平成 30 年度)
- ・子どもフェスティバルへの参加者 923 名(令和元年度)
- ・子ども会スポーツ大会への参加者 286 名(令和元年度)

【今後の方向性】

- 子どもが仲間とともに自然とふれあい、自分たちで作ったものを持ち寄って遊び、語り合いながら交流を深める体験や、文化芸術やスポーツに触れ、体験できる機会を提供しながら、居場所づくりを進めることで、子どもの健全育成を図ります。そのために、以下の取り組みを実施し、充実を図ります。
 - ①ニーズを的確に把握するとともに、民間ノウハウを活用するなど、子どもが参加しやすい環境づくりに取り組みます。
 - ②子どもの体を動かす機会の提供や、気軽に運動できる施設として学校開放を活用していきます。
 - ③歴史資料館の存在を広く周知します。
 - ④自主事業の開催等を通して、三つの木の家の利用方法について広く周知し、団体での宿泊利用や通常利用を促します。
 - ⑤子どもフェスティバルは、事業内容及び体制作りについて、見直しを行います。
 - ⑥子ども会入会の必要性を周知し、活動停滞に歯止めをかける対策に取り組みます。

【関係する課】 生涯学習課

③合生文化会館等の活動の充実



【現状および利用状況等】

- 合生文化会館事業では、第1期計画掲載の「わくわく木曜会」の曜日変更に伴い「わくわく友だち会」となり、毎年20名程度の子どもの参加があります。また、定期主催講座のそろばん・習字・エレクトーンは講座生52名のうちほとんどが小学生です。夏休み冬休みの料理教室は、ほぼ定員を満たしています。
- 合生文化会館主催以外にも合生コミュニティ地域づくり運営委員会主催により、合生文化会館を拠点とする体験教室・泥んこフェスタ・夏まつり・どんどやなど、子どもたちが多く参加する行事に取り組んでいます。また、隣接する放課後児童クラブとの連携により、合生文化会館を利用した行事を、夏休みを中心に実施しています。
- 合生文化会館では、全体的な年間利用者1万人を目標とし、目標を達成しています。この中に含まれる子どもたちの利用についても、事業継続により維持していきます。人権ふれあいセンターについても、全体的な年間利用者1万人を目標とし、3年連続で目標は達成しています。また、子どもたちの利用についても、人権問題の学習の場としての事業を続けながら、たのしく学びに取り組む講座の開催等により学びと交流の場としていきます。

【今後の方向性】

- 合生文化会館「わくわく友だち会」では、地域で育つ児童の自主・自立を図り、人を大切にす
る態度を培うため、子どもが主体になり、子ども同士がつながっていくような活動や、地域を
知り、自分のふるさとを愛する心情をもつよう、積極的に地域人材との交流を図りながら、な
かまづくり(ふれあい活動)、基礎的な学習を中心とした活動等を実施します。
- 合生文化会館は、利用範囲をおおむね西合志第一小校区として事業展開しており、事業内
容の工夫に努め、縮小することなく安定的な現状維持に努めます。
- 人権ふれあいセンターは、合志中校区の3小学校(合志小・合志南小・南ヶ丘小)をはじめ、
市内の各小学校に人権教育の拠点として認識してもらい、子どもたちの学びの場としての利
用を一層呼びかけていきます。
- 合生文化会館および人権ふれあいセンターが地域活動の拠点となり、子ども料理教室、体
験教室、館外研修など、さまざまな事業で子どもたちの施設利用を呼びかけ、子どもたちが
安心・安全に、そして自由に集まれる場の確保に努めます。

【関係する課】 人権教育啓発課

④ 民生児童委員、主任児童委員による

子どもの健全育成活動の充実



【現状および利用状況等】

- 合志市東部民生委員・児童委員協議会及び合志市西部民生委員・児童委員協議会におい
て、児童福祉部会や校区部会を設けています。
- 幼稚園・保育所・小学校・中学校・支援学校などの各種行事への出席や登下校の見守り、学
校への訪問活動、子育てサロンへの参加など行っています。

【今後の方向性】

- 合志市東部民生委員・児童委員協議会及び合志市西部民生委員・児童委員協議会におい
て、児童福祉部会および校区部会を設け、継続して各小中学校を訪問し情報収集に努め、
児童生徒への指導助言に活かすための活動の充実を図っていきます。

【関係する課】 福祉課

2. 子どもと母親の健康の確保および増進

(1) 子どもと母親の健康の確保

① 母子健康手帳交付時の情報提供の充実



【現状および利用状況等】

- 健康づくり推進課の窓口にて母子健康手帳を交付しています。その際、保健師・管理栄養士が健康状態などの聞き取りを行ない、妊娠中の過ごし方などの保健指導や子育て支援制度について紹介しています。転入時も同様に制度の紹介を行っています。また、令和元年5月から各種制度や母子保健事業を掲載した冊子を配布するなどして周知を図り、支援を必要とする妊婦には、安心して出産・子育てができるよう関係機関との連携を図っています。

(母子健康手帳交付数)

- ・平成 27 年度 699 件
- ・平成 28 年度 642 件
- ・平成 29 年度 639 件
- ・平成 30 年度 602 件

【今後の方向性】

- 母子健康手帳交付時に、健康づくり推進課の保健師・管理栄養士による体調管理や母子健康手帳の活用の仕方、子ども・子育て支援に関する各種制度、サービスについての周知を行います。母子健康手帳交付は、これから子どもを産み育てる家族と関わりが持てる貴重な機会であることから、提供する情報について検討し充実を図るとともに、家族からの信頼を深めるための関係づくりに努めます。

【関係する課】 健康づくり推進課

② 妊婦健診事業および妊婦歯科健診の啓発



【現状および利用状況等】

- 妊婦健診は、妊婦の健康管理および健やかな赤ちゃんを産み育てるための健康診断です。妊婦健診の確実な受診につなげるため、母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦健康診査受診票を発行しています。
- 妊婦歯科健診は、妊娠によりホルモンバランスの変化やつわりによる歯みがき不足等が原因で重度の歯周病により、早産・低体重児出産の頻度が高まる可能性も報告されていることから、歯科健診の無料受診券を母子健康手帳交付時に発行しています。
- 令和元年度における実施状況は以下のとおりです。

(妊娠初期～23 週)

- ・1回(4週に)
- ・血液検査
- ・子宮頸がん検診
- ・超音波検査
- ・性器クラミジア
- ・膣分泌細菌検査

(妊娠 24 週～35 週)

- ・1回(2週に)
- ・血液検査
- ・B 群溶結性レンサ球菌
- ・超音波検査

(妊娠 36 週～出産まで)

- ・1回(週に)
- ・血液検査
- ・超音波検査

※全健診を通して、健康状態の把握、血圧、尿検査、保健指導を行います。

【妊婦健診】延べ受診者数

- ・平成 27 年度 8,241 人
- ・平成 28 年度 7,964 人
- ・平成 29 年度 7,904 人
- ・平成 30 年度 7,651 人

【妊婦歯科健診】受診者数

- ・平成 27 年度 242 人
- ・平成 28 年度 270 人
- ・平成 29 年度 240 人
- ・平成 30 年度 239 人

【今後の方向性】

- 妊婦健診の確実な受診につなげるため、母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦健康診査受診票を発行し、結果等で指導が必要な方への訪問指導等を実施します。
- 歯科健診の無料受診券を母子健康手帳交付時に発行し、結果等で指導が必要な方への訪問指導等を実施します。

【関係する課】健康づくり推進課

③妊産婦・乳児訪問事業



【現状および利用状況等】

- 妊婦訪問は、健康づくり推進課の保健師や助産師が妊婦の家庭を訪問し、安心して出産、育児ができるよう、体調の確認、情報提供、相談等を行う事業です。妊婦健診の結果を活用し、早産防止や妊娠中からの生活習慣病予防の意識づけを図っています。
- 乳児訪問は、健康づくり推進課の保健師・助産師、健康づくり推進課から依頼を受けた保健師、助産師が原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、な

らびに乳児とその保護者の心身の状況、および養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

- 妊産婦及び乳児(生後2カ月児前後)の家庭を保健師や助産師が訪問しています。

【妊婦訪問数】

- ・平成27年度 52件
- ・平成28年度 33件
- ・平成29年度 39件
- ・平成30年度 44件

【乳児訪問数】

- ・平成27年度 672件
- ・平成28年度 635件
- ・平成29年度 625件
- ・平成30年度 615件

【今後の方向性】

- 健康づくり推進課の保健師や助産師が妊婦の家庭を訪問し、安心して出産、育児ができるよう、体調の確認、情報提供、相談等を行うとともに、妊婦健診の結果を活用し、早産防止や妊娠中からの生活習慣病予防の意識づけを図ります。
- 健康づくり推進課の保健師・助産師、健康づくり推進課から依頼を受けた保健師、助産師が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、ならびに乳児とその保護者の心身の状況、および養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っていきます。

【関係する課】 健康づくり推進課

④ 乳幼児健診における取り組みの充実



【現状および利用状況等】

- 4カ月、7カ月、1歳6カ月および3歳児の健診を行い、成長発達の確認をするとともに、育児の不安解消や、病気や障害を早期に発見し、適切な治療や療育等につなげています。

(受診率の推移)

	4カ月健診	7カ月健診	1歳6カ月健診	3歳児健診
・平成27年度	97.3%	99.5%	96.3%	98.9%
・平成28年度	99.3%	97.9%	97.7%	100%
・平成29年度	97.5%	98.6%	97.6%	99.5%
・平成30年度	98.4%	98.7%	95.7%	98.3%

【今後の方向性】

- 4 ヶ月、7 ヶ月、1 歳 6 ヶ月および 3 歳児の乳幼児健診時に成長発達の確認をするとともに、育児の不安解消や、病気や障害を早期に発見し、適切な治療や療育等につなげます。高い受診率の維持向上に努めるとともに、専門スタッフの確保を含め、健診の実施方法等を検討しながら、事業の充実を図ります。また、子ども・子育て支援に関する紹介や、育児時期に応じた内容のパンフレット等を配付するなど、育児に役立てもらうための情報提供の充実に努めます。
- 成長に応じて食の形態が変化することから、乳幼児健診時に栄養士がパンフレット等を用いて栄養指導を実施するとともに、食の大切さを伝える取り組みを進めます。
- 母子保健推進員を配置し、一緒に来たきょうだい児のお世話等を行うことで、保護者が安心して健診に参加できる環境を整えます。
- 絵本を通して赤ちゃんと保護者のこころのふれあいを育むことを目的としたブックスタート事業として、毎月 7 ヶ月児健診時にブックスタートパック(絵本 2 冊・アドバイス集・手提げ袋)を一人ひとりに手渡し、読み聞かせなどを指導します。

【関係する課】 健康づくり推進課、生涯学習課

⑤ 乳幼児のむし歯予防の推進



【現状および利用状況等】

- 1 歳 6 ヶ月児健診と 3 歳児健診の時にフッ化物塗布を実施しています。また、保育所等でもフッ化物洗口を実施しています。

【むし歯保有率(1 歳 6 ヶ月児健診)】

- ・平成 27 年度 1.95%
- ・平成 28 年度 1.07%
- ・平成 29 年度 1.63%
- ・平成 30 年度 0.60%

【むし歯保有率(3 歳児健診)】

- ・平成 27 年度 14.67%
- ・平成 28 年度 13.20%
- ・平成 29 年度 11.51%
- ・平成 30 年度 8.72%

【フッ化物洗口実施率】

- ・平成 27 年度 96.2%
- ・平成 28 年度 96.3%

- ・平成 29 年度 96.6%
- ・平成 30 年度 97.9%

【今後の方向性】

- 効果的にむし歯を予防するため、1 歳 6 ヶ月児健診と3歳児健診の時にフッ化物塗布を実施します。周知の方法を工夫し、フッ化物塗布率の向上に努め、さらなるむし歯保有率の低下を図ります。
- 保育所や認定こども園等においては、フッ化物洗口の実施を進めます。

【関係する課】 健康づくり推進課

⑥ 感染症予防の推進



【現状および利用状況等】

- 予防接種法に基づく定期接種を実施しています。また、任意接種である1歳～64歳のインフルエンザ予防接種の助成を行っています。また、未接種者には接種勧奨通知を送付し、乳幼児健診や育児相談時に母子健康手帳で接種履歴を確認し接種を促しています。

【接種件数(定期接種のみ)】

- ・平成 27 年度 14,824 件
- ・平成 28 年度 16,506 件
- ・平成 29 年度 16,501 件
- ・平成 30 年度 17,638 件

【今後の方向性】

- 感染症予防のため、各種の予防接種を実施します。周知の方法を工夫し、接種率の向上に努めます。

【関係する課】 健康づくり推進課

⑦ 心理相談の充実



【現状および利用状況等】

- 乳幼児の発達について、心理相談員や臨床心理士が面接を行い、発達を促すアドバイスや、発達検査を実施し発達の確認を行っています。必要に応じて、医療機関や療育機関を紹介しています。また、保育所や幼稚園、認定こども園等に訪問し、子どもの様子を確認したり、関係機関との連携を図っています。

	回数	延べ人数
・平成 27 年度	149 回	475 件
・平成 28 年度	144 回	472 件
・平成 29 年度	145 回	458 件
・平成 30 年度	144 回	485 件

【今後の方向性】

- 乳幼児の発達について、心理相談員や臨床心理士が対応し、発達を促すアドバイスや、発達検査を実施し発達の確認を行い、必要に応じて、医療機関や療育機関の紹介を行っていきます。1 歳 6 ヶ月児と 3 歳児の健診時に家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等に訪問し、子どもの様子を確認しながら、関係機関と連携した支援を進めます。

【関係する課】 健康づくり推進課

⑧ 健康育児相談事業



【現状および利用状況等】

- 月1回VIEWブルにて育児相談を実施しています。
(対象者)
- ・平成 27 年度 547 人
- ・平成 28 年度 443 人
- ・平成 29 年度 486 人
- ・平成 30 年度 429 人

【今後の方向性】

- 子どもの発達や発育の確認、保護者の育児相談を行い育児不安等が解消できるよう、支援していきます。

【関係する課】 健康づくり推進課

⑨ 食育の推進



【現状および利用状況等】

- 市内保育施設においては、各園創意工夫を行いながら食育の推進を図っています。
- 妊娠期から出産、子育て期を通して「早寝、早起き、朝ごはん」の普及啓発、発達に合わせた食事の進め方や、おやつとの与え方等の助言・指導を行うとともに、食の大切さを伝えてい

ます。また、教室や講演会を開催し、正しい知識の普及啓発を行い、食を通じた健康な身体づくりに努めています。

- 食生活改善推進員による伝統料理教室の開催支援や食に関わる事業等に携わり、食を通じたボランティアとして積極的な活動を行う団体の支援を受け、市民の食に関する意識を高めています。

【今後の方向性】

- 野菜等を栽培し、収穫した野菜等を給食に提供するとともに、収穫した野菜等の皮むきなどの体験、さらに、食育ボランティア等を活用することで、子どもの「食べ物」に対する意識を高め、野菜等の好き嫌いなどの偏食の解消に努めます。市内すべての認可保育所ならびに認定こども園において施設内調理を実施し、子どもの発達段階に応じた食の提供を行うとともに、正しい食習慣の定着を図ります。
- 母子健康手帳交付や乳幼児健診、各教室等の機会に、食をとおしての健康な身体づくりや、心を育む大切さについて普及啓発を行うとともに、食に興味を持ち食の大切さを理解し、好ましい食習慣の定着を図ります。
- 食生活改善推進員による地域の食文化を伝え、郷土料理への関心を深める活動を行います。

【関係する課】 子育て支援課、健康づくり推進課

⑩小児医療体制の充実



【現状および利用状況等】

- 乳児訪問や乳児健診時に医療機関の情報提供を行っています。また、母子健康手帳交付時に配付する冊子やホームページに、子ども医療電話相談#8000を掲載し周知しています。

■「健やか親子 21(第2次)」のH30年度アンケート調査結果(4カ月健診)より

- ・子ども医療電話相談(#8000)を知っている保護者の割合 89.7%
- ・子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ保護者の割合 91.6%

【今後の方向性】

- 乳児訪問事業、乳幼児健診事業等で医療機関等についての情報提供を行い、かかりつけ医を持つことの必要性を伝えていくとともに、子ども医療電話相談#8000の周知に努めます。

【関係する課】 健康づくり推進課

⑪ こども医療費助成制度の充実



【現状および利用状況等】

- 平成 28 年 4 月から助成対象を中学 3 年生までに拡大し、転入や出生も多いことから、対象者や医療費助成件数も年々増加しています。支所を含め 4 か所の窓口にて医療費申請を受付け、助成を行っています。

(受給者数および助成金額)

- ・平成 27 年度 9,549 人 247,712,073 円(小学 6 年生まで)
- ・平成 28 年度 10,778 人 280,781,456 円(中学 3 年生までに拡大)
- ・平成 29 年度 11,668 人 295,613,646 円
- ・平成 30 年度 11,798 人 293,173,002 円

【今後の方向性】

- 乳幼児および児童の疾病の早期治療を図り、その健康の保持と健全な育成を進めるため、中学校3年生までの自己負担分の医療費を全額助成します(高額療養費および付加給付金を除く)。
- 出生や転入が増加しているため、医療費助成額も年々増加していますが、医療費支払の適正化、対象者の経済的負担の軽減及び健康維持の促進のため、業務委託等の導入も含めた見直しを進めます。

【担当課】 子育て支援課

(2) 思春期保健対策の充実

① 性に関する正しい知識の普及



【現状および利用状況等】

- 各小・中学校は、保健体育や性教育の授業等で性に関する正しい知識の普及と命の重さ、自分の命と相手の命を大切にすることを育てることに努めています。
- 性に関する正しい知識の普及については、各学校が立てた年間指導計画に沿って、各教科・領域等を通して適切に指導を行っています。授業のなかでは、命の尊さについても伝えていくとともに、年齢に応じた授業内容を工夫しています。

【今後の方向性】

- 性に関する正しい知識の普及について、各小中学校の授業の一環として取り組むとともに、各小中学校からの教育内容や講師等の相談に対し、情報提供や協力支援を行います。こ

での授業のなかでは、命の尊さについても伝えていくとともに、年齢に応じた授業内容を工夫していきます。また、指導計画を立案する際に、外部の専門機関等へゲストティーチャーを依頼し、具体的で内容の濃い授業を今後取り入れられるよう、情報収集に努めます。

【関係する課】 学校教育課

② 喫煙や薬物の害についての啓発



【現状および利用状況等】

- 年間計画に従って、喫煙や薬害についてすべての小・中学校で毎年指導を行っています。児童生徒だけでなく、保護者も対象として講話等を行い、喫煙や危険ドラッグ等の薬物の健康面や社会生活上の害について啓発し、単に知識として理解するだけでなく、実際に自分が誘われるときに NO と言えることを目標に指導を行っています。

【今後の方向性】

- 地域や小中学校において、喫煙や危険ドラッグ等の薬物の健康面や社会生活上の害について啓発します。学校薬剤師等による薬物乱用防止教室について、小学校高学年の児童ならびに中学校の 1 年生に対し、毎年実施します。
- 児童生徒や保護者により分かりやすい指導を検討することが求められます。警察や医療関係者等に対して、学年の実態に合った講話を依頼し理解を深めます。

【関係する課】 学校教育課

③ 情報教育の充実



【現状および利用状況等】

- スマートフォンやタブレット端末等の児童生徒への普及率は年々増す一方という状況です。そして、スマートフォン等の長時間の使用による生活習慣の乱れやネット上での書き込みによるいじめ問題等が増加しています。さらにそれらの不適切な使用による健康被害や昼夜逆転現象による不登校児童生徒が増加しています。
- スマートフォンやタブレット端末等の児童生徒への普及にともない、それらを利用することを禁止するのではなく、長時間の使用からくる体や心へのダメージについてさまざまな情報を提供しながら、利用の仕方について自ら考え、調整できるようにすることが必要ととらえ、保護者の理解と参加を促しながら情報教育の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 利用状況の実態把握をしながら、現状に合う指導や外部講師による講話を行っていきます。
- スマートフォンやタブレット等の利用について、児童や生徒同士でどうあるべきかを議論させる主体的な話し合いを持ちながら、機器と上手に付き合っていく方法を自分たちで考えるような授業を進めていきます。

【関係する課】 学校教育課

④ スクールカウンセラー・スクール ソーシャルワーカーによる相談支援の充実



【現状および利用状況等】

- 市内小・中学校に県のスクールカウンセラーが配置されていると同時に、市では独自に教育相談員・スクールソーシャルワーカーも配置をしています。学校の児童生徒だけでなく保護者も相談がしやすい環境を整えています。
- 各学校担当のスクールカウンセラーが、悩みや不安を抱える児童生徒に対し、適切なカウンセリングを行うことで、こころの健康維持を図るとともに、教職員や保護者に対し、対象児童生徒の適応能力の向上を支援するために心理学的な助言、指導を行っています。学校や家庭での生活において支援が必要な児童生徒に対しては、各学校担当のスクールソーシャルワーカーが、その家庭やそれらを取り巻く環境に介入し、調整しながら、支援する取り組みの充実を図っています。

【今後の方向性】

- 学校だより等を通じて、今後さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割について周知します。学校の相談窓口を明確にし、保護者や児童生徒が相談しやすい学校づくりに努めるとともに、相談内容が改善できるための手立てについて専門家と協議しながら解決に向けて取り組んでいきます。
- 現在取り組んでいる内容を維持しつつ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの認知度を高めていきます。学校においてはカウンセリングを受けやすい環境づくりに取り組み、地域や保護者に対してはカウンセリング機会の周知、啓発を行います。

【関係する課】 学校教育課



⑤ 適応指導教室の充実

【現状および利用状況等】

- 中学校区に一カ所ずつ適応指導教室を設置しています。
利用者 14 名 (小学生 2 名、中学生 12 名)
- 不登校やいじめ、学校での人間関係のもつれ、家庭生活に起因する不登校など、学校に行けない理由はさまざまです。そのような児童生徒に対して、カウンセリングマインドで寄り添いながら、時には学習支援をしたり体力をつける機会を設けたり、同年代の子ども同士が触れ合う場を設けたりしながら、心のエネルギーを蓄える取り組みを計画的に進めています。指導員は学校と家庭とのパイプ役として大きな役割を担い、家庭が子どもや学校との関係について相談しやすい関係性を築いています。また、教育相談員、養護教諭、担任等が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、対象児童生徒と保護者を支援しています。

【今後の方向性】

- 今後も何らかの理由で欠席しがちな児童生徒に対して、学校と保護者が連携していくとともに、不登校状態にある子どもの社会的自立をめざし、指導にあたっていきます。また、必要があれば教育相談員、養護教諭、担任等、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、対象児童生徒と保護者を支援して取り組んでいきます。

【関係する課】 学校教育課

3. 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 確かな学力の向上

① 指導員等の配置による学校教育の充実



【現状および利用状況等】

- 市一般職非常勤職員として、小学校英語指導講師を1名、学校教育活動指導員を中学校に6名、小学校に26名、教育介護補助員を35名任用しています。また、委託業務として、外国語指導助手(ALT)を3名配置しています。
- 小中学校における児童生徒の個に応じた、きめ細やかな指導や支援を補助するため、各学校に必要な応じた指導員等を配置することにより、子どもの個性を伸ばし、豊かな心を育む学校教育を展開しています。

【今後の方向性】

- 小中学校における児童生徒に対するきめ細かい教育の充実を図るため、特別に指導員等を配置する以下の事業を実施します。
 - ・小学校英語指導講師配置事業
 - ・外国語指導助手(ALT)配置事業
 - ・小中学校教育活動指導員配置事業
 - ・教育介護補助員配置事業

【関係する課】 学校教育課

② 教職員の研究・研修による学校教育の充実



【現状および利用状況等】

- 各小中学校の研究主任を対象とした学力向上委員会(年4回)、毎月開催の教務主任会議を中心に、英語担当者会、ことば教育担当者会等の担当者会を通して、現状や対策について、それぞれの立場からの検討の場を設けています。
- 平成31年度(2019年度)全国学力・学習状況調査(H31.4 実施)の平均正答率は、小学校では国語・算数、中学校では、国語・数学で全国・熊本県を上回りました。中学校英語は、熊本県は上回りましたが、全国比で2%下回りました。学力検査(NRT)結果では、小学校(H31.2 実施)は、全体的に学年間の差はあまり見られず、総合学力分布は上位群に位置しています。中学校(H31.4 実施)は、総合学力ではやや高いと言えますが、学年間の差がやや大きくなっています。

【今後の方向性】

- 学校教育の充実に資するため、学力向上委員会の開催を通じ、児童生徒の学力の向上のための効果的な指導法や家庭学習等の研究に取り組むとともに、以下の事業により、教職員の研究や研修の機会の充実を図ります。
 - ・教職員研修事業
 - ・学校研究指定校助成事業
 - ・郡市学校教職員各種部会参画事業
 - ・県小中学校教育研究会参画事業
- 学力に関する現状を踏まえ、教職員の研修や担当者会において、回数や内容を見直し、より効果的な計画、実施を図ります。

【関係する課】 学校教育課

③小中学校知能・標準学力検査の充実



【現状および利用状況等】

- 小学校においては年度末、中学校においては年度初めに知能検査及び標準学力検査を実施しています。

(小学校)
- 知能テストの結果は全国を上回る結果で知的発育は早いほうです。学力検査結果を見ると全体的に学年間の差はあまり見られず、総合学力分布は上位群に位置しています。

(中学校)
- 知能テストの結果は、全国を上回る結果で知的発育は早いほうです。男子より女子が発育が早くなっています。学力検査結果を見ると総合学力ではやや高いと言えますが学年間の差がやや大きく、低学年への丁寧な指導が求められています。

【今後の方向性】

- 小中学校知能・標準学力検査により、客観的な尺度を用いて学力の到達度を評価し、結果を指導法の改善に役立てることで児童生徒の学力の伸長を図っていきます。
- 学年差、男女差、および教科間の正答率の差を分析し、領域ごとの未定着部分に対する丁寧な指導と具体的指導計画を立てて取り組んでいきます。

【関係する課】 学校教育課

④ 中学校進路指導対策支援の充実

【現状および利用状況等】

- 進路指導については、キャリア教育の視点をもって取り組んでいかなければ進路保障、生き方保障につながりません。そのため、小学校からキャリア教育の視点に立って教科や領域の指導を行っています。
- すべての教科および領域の指導においてキャリア教育の視点をもって指導を進めています。各学校での研究を進めるうえでもキャリア教育の視点に立った研究を推進しています。
- 中学校においては職場体験学習を実施しています。体験を通して働くことの意義や喜び、苦勞を学びながら自分自身の生き方を考える機会となるように指導しています。また、進路指導については具体的に進路決定のために必要な知識と計画的に学習を進めるための方法を指導しています。奨学金の申請については、自分自身で考えるべきこととして丁寧な説明に心がけて取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 中学校進路指導対策支援事業により、中学生の進路を保障していくための指導体制を整えるとともに、しっかりと目標をもって、中学校卒業後の進路が決定できるよう、支援していきます。

【関係する課】 学校教育課

(2) 豊かなこころの育成

① 本を通じた豊かなこころの育成の推進

【現状および利用状況等】

- 乳幼児期から歌や手遊びを交えた絵本の読み聞かせを行っています。市内各所を巡回し図書貸し出しや配本を行っています。

【今後の方向性】

- 子どもが日頃から本に親しみ、読書やお話し会等への参加を通じ、豊かなこころの育成を図っていくため、以下の事業を推進します。
 - ・子ども読書まつり事業
 - ・子どもの読書活動推進事業
 - ・図書館蔵書整備事業
 - ・図書館蔵書貸出・返却事業

- ・図書館運営司書配置事業
- ・移動図書館車公用車維持管理事業

【関係する課】 生涯学習課

② 学校教育における豊かなこころの育成の推進



【現状および利用状況等】

- 「小中学校情操教育実施事業」として芸術・映画鑑賞の実施や、「水俣に学ぶ肥後っ子教室助成事業」として小学5年生を対象とした環境問題に対する関心を深める学習を実施し、豊かなこころの育成を推進しています。

(平成30年度実績)

■ 小中学校情操教育実施事業

- ・実施校:9校
- ・事業総額 :3, 986, 850円
- ・事業内容 :芸術鑑賞・映画鑑賞

■ 水俣に学ぶ肥後っ子教室助成事業

- ・実施校:小学校7校
- ・事業総額 :2, 548, 190円
- ・事業内容 :水俣環境センターを見学し、公害・環境問題の原点である「水俣」を学ぶ体験を通して環境問題に対する意識を高める。

【今後の方向性】

- 児童生徒の情操教育のための映画や芸術の鑑賞(小中学校情操教育実施事業)、道徳教育の充実や環境問題に対する関心を深める学習(水俣に学ぶ肥後っ子教室助成事業)等の学校教育活動を通じて、豊かなこころの育成を推進します。

【関係する課】 学校教育課

(3) 健やかな体の育成

① 小中学校における健康管理の推進



【現状および利用状況等】

- 市特別職非常勤職員として、学校医を24名、学校歯科医を20名、学校薬剤師を6名委嘱し、疾病等の早期発見や早期治療に努め、児童生徒と教職員の健康の保持増進を推進しています。また、市一般職非常勤職員として、フッ化物洗口実施補助員を3名任用し、むし歯予防対策として、児童生徒の歯磨き指導に加え、フッ化物洗口事業を実施しています。

【今後の方向性】

- 児童生徒の健康状態を把握し、疾病の予防や身体の安全の確保を図るとともに、義務教育が支障なく受けられるよう、小中学校児童生徒健診事業を実施します。
- 児童生徒・教職員健康管理事業として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、疾病等の早期発見や早期治療に努め、児童生徒と教職員の健康の保持増進を推進します。むし歯予防対策として、児童生徒の歯磨き指導に加え、引き続きフッ化物洗口事業を実施します。
- 郡市結核対策委員会参画事業において、郡市管内における全児童生徒の結核対策管理方針について検討し、児童生徒の結核感染の予防や早期発見、患者発生時の素早い対応等に努めます。

【関係する課】 学校教育課

② 学校給食の提供と食育の推進



【現状および利用状況等】

- 合志市小・中学校では、完全給食を実施しています。
- 自校方式(6校6施設/旧西合志町)、センター方式(4校分1施設/旧合志町)で調理をし、安全で安心なおいしい給食を安定的に提供しています。また、学校では児童生徒が給食をとおして、食べ物に関する知識と食生活習慣を身につけることができるよう食育を推進しています。

(令和元年度)

■ 自校方式/6校

- ・小学校4校: 提供数3051人—小学生+教職員(含)
- ・中学校2校: 提供数1279人—中学生+教職員(含)

■ センター方式/4校

・小学校3校:提供数2167人—小学生+教職員(含)

・中学校1校:提供数923人—中学生+教職員(含)

・センター:提供数30人—センター職員

(合計:7450人)

■年間給食実施・予定回数 191回

【今後の方向性】

- 小中学校給食運営事業において、合志市立学校給食センター、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校ならびに旧西合志町の4小学校および2中学校の給食室に給食調理員を適正人数配置し、適切な給食調理環境を整え安心安全な給食を提供していきます。また、多種の食材を使った栄養バランスのとれた給食を提供し、児童生徒の好き嫌いを克服することができるよう努めるとともに、給食をとおして食育を進め、児童生徒が「食」について考える習慣や、「食」に関するさまざまな知識を正しく身につけるようにしていきます。
- 児童・生徒増加の状況が続いており、それに伴い調理する食数も増えています。安心・安全・安定的に給食を提供できるよう調理員を配置します。

※令和3年4月に開校予定の合志楓の森小学校、合志楓の森中学校(自校式 2校1施設 約1,100食)が分離新設校として建設中。

【関係する課】 学校教育課

③部活動等による健やかな体の育成の推進



【現状および利用状況等】

- 合志市立中学校における生徒の心身共に健全な育成とスポーツや文化の普及振興を図るため、中学校の部活動に対して補助金を交付しています。また、合志市立中学校の部活動の部員及び引率する指導員が学校教育活動の一環として県大会以上の各種大会に出場する場合にその経費負担の軽減を図るため補助金を交付しています。
- 部活動以外の児童生徒に対しては、人材育成を目的に、スポーツや文化活動で各種大会に参加した場合に経費の一部を補助金として交付しています(合志市ふるさと創生基金補助金)。

(平成30年度実績)

■部活動奨励補助金事業

・実施校:10校

・事業費総額:4,187,000円

■各種大会出場助成事業

・実施校: 中学校3校(41団体)

・事業費総額: 3, 510, 173円

■ 合志市ふるさと創生基金補助金(企画課)

・申請件数: 150件(うち小学生57件、中学生93件)

・交付総額: 1, 460, 000円

【今後の方向性】

● 児童生徒の個性の伸長を図り、集団構成員としての資質を養い、健全な体と心を育成するため、中学校における部活動の充実を図っていきます。その他、社会体育等の活動についても支援を行っていきます。そのための支援として、以下の事業を実施します。

・部活動奨励補助金事業

・部活動各種大会等出場助成事業

・合志市ふるさと創生基金補助金(企画課)

【関係する課】 学校教育課、企画課

④ 小中学校スポーツテストの充実



【現状および利用状況等】

- 小中学校児童生徒のスポーツテストを実施し、データ分析処理を行い、個々の児童生徒の体力を把握しています。握力やソフトボール投げ、立ち幅跳び、20mシャトルランが全国平均を下回っています。
- 全国平均を下回った種目を克服するために、小学校では業間の時間を利用した運動を取り入れたり、中学校では、授業の最初に筋トレを意識した準備運動を行うなど、日頃から体力づくりを工夫しています。また、スポーツテストの実施時期については、体育大会や運動会の実施後に測定するなど、児童生徒の実際の体力が測定できるように設定しています。

【今後の方向性】

- 小中学校児童生徒のスポーツテストを実施し、データ分析処理を行い、個々の児童生徒の体力を把握しながら、小・中学校で課題の共有と共通実践をすすめ、学校における体育活動や指導をより効果的に推進します。
- 児童生徒が運動を楽しみながら取り組めるような運動の提案が必要であり、各学校の指導者の研修を実施するとともに学校教育課としても指導および支援を行っていきます。
- 学校における体育活動部活動等を通して指導をより効果的に推進します。

【関係する課】 学校教育課

(4) 信頼される学校づくり

① 学校評議員の設置



【現状および利用状況等】

- 市特別職非常勤職員として、各学校3名ずつ、計30名の学校評議員を委嘱しています。
- 学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じ、一人一人の責任において学校運営に関する意見を述べ、学校、家庭及び地域の連携及び協力を推進することにより、児童生徒の健やかな成長を図っています。

【今後の方向性】

- 「開かれた学校づくり」を推進するため、学校、家庭および地域が連携、協力し、三者一体となって、よりよい学校経営ができるよう、各学校に学校評議員を配置します。
- 学校評議員が、校長の求めに応じ、一人一人の責任において、学校運営に関する意見を述べることで、児童生徒の健やかな成長を図ります。

【関係する課】 学校教育課

② 日本スポーツ振興センター共済への加入



【現状および利用状況等】

- 児童生徒の学校内における災害等への対応として、日本スポーツ振興センター共済へ加入し、学校安全の普及充実とともに、必要な災害給付を行っています。

(平成30年度実績)

・給付金年間総額 6,304,999円(月平均:525,417円)

【今後の方向性】

- 日本スポーツ振興センター共済加入事業により、学校安全の普及充実とともに、必要な災害給付を行い、教育の円滑な実施を進めます。

【関係する課】 学校教育課



③ 教育振興用資器財購入とパソコンの整備の推進

【現状および利用状況等】

- 令和2年1月14日にWindows7のサポートが終了するため、児童・生徒用パソコン整備事業により全小中学校のパソコン教室のパソコンを令和元年8月にWindows10搭載のパソコンに更新しました。また、教職員用パソコン整備事業では、教職員の増加に対するパソコンの整備と平成30年12月に導入した電子黒板でICT教育を推進する体制を構築しました。
- 2018年(平成30年)に国が示した「教育のICT化に向けた5か年計画」(2018～2022年度)では、新学習指導要領で、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。また、小学校においては、プログラミング教育が必須化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

【今後の方向性】

- 小中学校教育振興用資器材購入事業により、教育振興のための実習、実験用の消耗品および資器材を整備し、教育環境の整備を図っていくとともに、パソコン整備事業により、児童生徒のICT教育、ならびに教職員の事務処理や指導用として、パソコン等を定期的に更新していきます。
- 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき、2022年度までに目標とされている水準で、本市において未整備である学習用コンピュータ、超高速インターネット及び無線LAN(100%整備)等を計画的に進めていきます。

【関係する課】 学校教育課



④ 学校施設の整備の促進

【現状および利用状況等】

- 児童生徒数の増加により教室の不足が生じないよう、校舎の増築及び新築を行っています。また、災害や老朽化のため修理が必要な場合には迅速に対応できるよう点検を行っています。

【今後の方向性】

- 学校施設の耐震化については、完了していますが、学校施設(校舎・体育館等)を適正に維持するため、施設設備の保守点検業務を継続して実施するとともに、施設修繕工事等については、計画的に実施していきます。学校の環境整備等の学校用務が円滑に遂行できるよ

う、小中学校に学校用務員を配置するとともに、学校警備事業により、小中学校を侵入者等から守るため、夜間休日の機械警備業務を行います。

- 人口増に伴う児童生徒数の増加を常に注視し、次年度に必要な校舎の増築を行っていきます。また、老朽化の進んでいる箇所については中長期で計画をたて修繕を行い、校舎の長寿命化を図っていきます。

【関係する課】 学校教育課

⑤ プール監視安全管理の推進



【現状および利用状況等】

- 夏季休業中の合志市立小学校プール開放において、児童が安全にプールを利用できるようにPTAでプール監視を行っています。それに伴う経費助成のため、1校当り15万円を限度として補助金を交付しています。

(平成30年度実績)

- ・対象校: 小学校7校
- ・補助金総額: 763, 788円

【今後の方向性】

- プール監視安全管理体制助成事業により、夏休み中の児童の安全なプール利用のため、PTA が実施する夏休みの小学校プール開放時の安全管理業務の経費を助成します。

【関係する課】 学校教育課

⑥ スクールバスの運行



【現状および利用状況等】

- 合志小学校で通学距離が遠距離の児童の送迎のため、市所有のスクールバス(運転手:市職員)を運行しています。また、西合志中央小学校においても、児童の送迎のため、業者委託し、スクールバスを運行しています。

(委託業者)

- ・平成30年度 熊本電気鉄道株式会社
- ・平成31年度～(5年間) 九州産交バス株式会社

・平成30年度年間運行総日数 208日

・平成30年度年間利用総延べ人数 11,440名

【今後の方向性】

- 合志小学校在籍の遠隔地児童の登下校時の送迎や、市内小学校の学校行事等による児童の送迎のために、スクールバスを運行します。
- 西合志中央小学校のスクールバスについて、現在、定員に近い利用状況となっています。今後、対象地区の児童が増えることも予想されるため、今後、増便やバス利用範囲の制限(学年や通学距離等)を検討する予定です。

【関係する課】 学校教育課

(5) 幼児教育の充実

① 幼児教育機能の向上

【現状および利用状況等】

- 合志市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等の連携強化を図るため、特別支援教育連携協議会を開催し、幼保小部会において事例検討会を実施しています。

【今後の方向性】

- 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等では、それぞれが有する機能を活かしながら、幼児教育のさらなる充実を図っていくとともに、地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを構築し、そこでの機能が幼児教育の充実に活かされるよう支援します。
- 幼児教育の充実を図るための情報交換や情報提供の場として、園長会や、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等ならびに小学校、中学校の連携のための会議等を定期的に開催します。

【関係する課】 子育て支援課、学校教育課

② 一時預かり事業（在幼稚園児対象型）

【現状および利用状況等】

- 一時預かり事業(在幼稚園児対象型)とは、満3歳以上の幼児が、幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした預かり保育であり、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園や認定こども園が行う教育活動の事業です。この事業を実施した園に対しての補助を行っています。



- 幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、利用者が負担する利用料についても保育の必要性がある場合は補助の対象となるため、利用者は増えていくと考えられます。

【今後の方向性】

- 引き続き特定教育・保育施設として確認された幼稚園ならびに認定こども園で実施します。
- 利用料が無償化の対象となる場合は、保育の必要性を公正に判断し、対象者に対しては速やかに認定を行います。

【関係する課】 子育て支援課

③ 相談・情報提供の充実



【現状および利用状況等】

- 教育委員会では、就学前の児童の状況を把握するために幼稚園や保育園からの情報が必要不可欠となっています。そういった情報は、入学当初から特別支援学校や特別支援学級等を希望する児童や、保護者に対して教育相談の場を設けるためのきっかけづくりとなっています。また事前に保育園・幼稚園に気になるお子さんのアンケート(身体状況等)を取ることで、スムーズに就学相談を行う体制を整えています。

■ 気になるお子さん対象のアンケート調査

- ・ 子育て支援課から提供された施設・事業所利用状況一覧表をもとに各保育園・幼稚園でアンケート調査を実施
- ・ 令和元年度のアンケート対象者 735人 (R1.5.21時点)
- 関係各課においては、保護者に対する相談や情報提供を行い、相談対応時に必要に応じて連携をとり、各機関に繋いでいます。

【今後の方向性】

- 子育て支援課等では、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等において、保護者に対する相談や情報提供等の取り組みを推進します。
- 就学指導関係では、就学前に小学校の養護教諭等が必要に応じて、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等を訪問し、子どもの情報共有と保護者に対する相談支援を行います。

【関係する課】 子育て支援課、学校教育課、女性・子ども支援課、健康づくり推進課

④ 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等、ならびに小学校、中学校の連携強化



【現状および利用状況等】

(学校教育課)

- 合志市幼保・小・中連携協議会を軸に、相互の学校や園が協力しながら連携を図り、協働で市内の子供たちの教育や支援を進めています(幼保・小・中連携協議会:年間2回開催、各中学校区連携協議会:年間3回開催)
- 中学校区ごとに「学びの物差し・育ちのものさし」を作成し、校区の保護者に配付できるよう準備を進めています。既に配布済みの校区もあります。
- 「ノーテレビ・ノーメディアデー」を毎月15日に設定し、各学校で家庭への周知を図ると同時に、同日を「ことば教育の日」として「家族の対話を大事にする日」として周知を図っています。
- 現在、各校区の連携協議会にて授業参観や幼稚園・保育園の訪問、保育士との連絡会、就学時検診での高学年児童との交流等を行っています。

【今後の方向性】

- 各中学校区内で、子どもが保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等から小学校、小学校から中学校へ移行するにあたっての情報交換や、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等と小学校、中学校での一貫した指導に取り組むための研究を進めます。子どもの健全育成のために、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等、ならびに小学校、中学校において、放課後児童クラブ、子ども同士、保護者同士、さらに地域との連携を図り、情報提供や情報発信に努めます。
- 各校区の連携協議会にて授業参観や幼稚園・保育園の訪問、保育士との連絡会、就学時検診での高学年児童との交流等を行い、互いが持っている情報を共有しながら、人を育てていくためのノウハウを相談できる機会としていきます。

【関係する課】 子育て支援課、学校教育課

(6) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育学級の支援



【現状および利用状況等】

- 健全な青少年の育成と家庭教育向上を図るため、市内保育施設及び市内小中学校の子ども保護者で組織された団体の経費に対して、下記のとおり補助金を交付しています。

(平成 30 年度補助金交付状況)

- ・保育施設 15 団体
- ・小中学校 7 校

【今後の方向性】

- 健全な青少年の育成と家庭教育向上を図るため、市内保育施設の子どもの保護者で組織された団体の経費に対して補助金を交付します。
- 令和元年度より、市内小中学校の子どもの保護者で組織された団体への補助金交付を終了し、市内保育施設の活動に対しのみ、補助金を交付しています。

【関係する課】 生涯学習課

② 図書館蔵書の整備充実



【現状および利用状況等】

- 第3次「子どもの読書活動推進計画」に基づき、児童書の蔵書数を充実させ、かつ、バリアフリーの観点から、点字絵本や、大活字本等の収集も行っています。

(平成 30 年度図書館利用状況)

※図書以外の紙芝居やDVDなども含む

・蔵書冊数

西合志:210,428 冊 ヴィーブル:101,943 冊 泉ヶ丘:20,685 冊

・貸出状況

西合志:330,691 冊 ヴィーブル: 91,849 冊 泉ヶ丘:98,998 冊 移動:37,367 冊

【今後の方向性】

- 絵本や子育て支援の蔵書を充実するとともに、赤ちゃんコーナー・子育て支援コーナーを同一場所に設け、子育て中の人々が利用しやすいような配置の工夫や、テーマに沿った絵本の特設展示やブックリストによる絵本の紹介等の充実に努めます。
- 図書館蔵書の有効活用のため、地域の文庫活動の支援や読み聞かせボランティアとの連携に努めます。

【関係する課】 生涯学習課

③ 子育て家族に対する相談支援の充実



【現状および利用状況等】

- 女性・子ども支援課に家庭児童相談員を配置し、電話相談や面接相談、訪問等を行い、関係機関と連携しながら子育て家族に対する支援を行っています。平成 31 年 4 月から令和元年 9 月の期間で、75 人の児童相談に対応しました。
- 健康づくり推進課では、育児相談時以外も随時保健師や栄養士等による子育て等の相談を実施しています。電話相談や面接相談訪問等を行い、子育て家族に対する支援を行っています。

【今後の方向性】

- 女性・子ども支援課の家庭児童相談員による電話相談や面接相談の充実を図るとともに、関係機関と連携し相談支援についての機能強化を図ります。
- 保健師や栄養士等による電話相談や面接相談・訪問を実施し、子育ての不安等が解消できるよう相談支援を行います。

【関係する課】 女性・子ども支援課、健康づくり推進課

④ 教育相談の充実



【現状および利用状況等】

- 市として 5 名の教育相談員を配置して学校や保護者のニーズにこたえられるように努めています。利用状況については学校間で格差はありますが、相談できる環境づくりは整ってきています。

【今後の方向性】

- 小中学校において、臨床心理士や心理相談員の面接による教育相談を行い、問題を抱えている児童生徒を支援するとともに、家庭や学校における支援方法等について、保護者や教職員に指導します。また、必要に応じて専門機関につなぐとともに、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒ならびにその家族をサポートします。
- 教育相談の利用頻度が少ない学校に対して、どのような効果が得られるのかなどの周知を行います。子どものことや家庭のことで悩み続けている児童生徒や保護者の不安を少しでも和らげられるよう、活用について周知を図っていきます。

【関係する課】 学校教育課

⑤ 地域住民の子育てへの参加の意識啓発



【現状および利用状況等】

- 就園前の親子が気軽に立ち寄れる、「地域のつどいの場」である子育てサロンを多くのボランティアの協力により、定期的に7ヵ所で開催しています。また、ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域の協力会員による育児の援助を行っています。

【今後の方向性】

- 地域の民生児童委員やボランティアを中心に、公民館等を活用した子育てサロンを運営します。
- 子育てに関する講演会、研修等への地域住民の参加を促すとともに、地域における交流事業等を通じて、意識の高揚を図ります。
- 福祉教育の実施や地域座談会を開催するなど小地域活動を推進して、地域の理解と協力のもと、地域の福祉力を高めます。

【関係する課】 子育て支援課

⑥ 学校支援地域本部の充実



【現状および利用状況等】

- 本市は、小中一貫教育を推進しており、中学校区ごとに地域学校協働本部や学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を位置づけ、推進しています。
- 地域学校協働活動推進員(12名)を委嘱し、各学校の担当職員(10名)と協働で、子ども達がボランティアとして、地域行事を支えたり、行事の企画・運営に参加したりしています。

【今後の方向性】

- 登下校の声かけや見守り、読み聞かせや郷土学習、環境整備や職業観・勤労観を育てるキャリア教育など、学校支援活動の良さは継続します。
- 各校区で元気にしてもらった子ども達が、今度は地域を元気にするという双方向の連携を進める地域学校協働活動を展開し、「地域を支える学校」になることを目指していきます。
- 運営委員会(2回)やコーディネート会議(3回)を実施するとともに、報償費の予算を確保し、小中連携の教育情報を共有しながら、事業を発展させるため周知・浸透を進めていきます。

【関係する課】 生涯学習課

⑦ コミュニティスクールの支援



【現状および利用状況等】

- コミュニティスクール助成金として、各小中学校へ20万円を上限として交付しています。

■ 平成30年度助成金総額 : 1,602,159円

・主な支出:学習用教材、校内研修講師謝礼、地域の方々への接待、環境整備

【今後の方向性】

- 家庭、地域、学校が連携し、児童生徒の確かな学力および豊かなこころの育成を図る「合志版コミュニティスクール」を充実させるために、各学校に対し、コミュニティスクール助成金を交付します。

【関係する課】 学校教育課

⑧ 世代間交流の推進



【現状および利用状況等】

- 地域の高齢者との交流については、保育施設や小学校の行事への招待や高齢者福祉施設への訪問を行い、世代間交流に取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 子どもたちと高齢者等との世代間交流を図るため、保育所や幼稚園、認定こども園等、ならびに小学校において、地域の高齢者への運動会等の行事の案内や高齢者福祉施設等への慰問を行い、子どもたちと高齢者等との交流を深める取り組みを推進します。

【関係する課】 子育て支援課、学校教育課

⑨ 中学校での職場体験の充実



【現状および利用状況等】

- 市内の企業や団体で組織する合志市企業等連絡協議会(80社)の事業計画として、「市内中学生職場体験事業への協力」に取り組んでいます。利用状況については、同協議会の総会において、会員企業の受け入れ状況について報告しています。

【今後の方向性】

- 中学2年生を対象に実施する職場体験の充実を図るため、学校からの受け入れの依頼に対し、市企業等連絡協議会の年間事業計画のなかに取り入れてもらうとともに、直接の受け入れ先となる企業の拡充に協力を求めています。

【関係する課】 学校教育課、商工振興課

⑩ 農による教育活動の充実



【現状および利用状況等】

- 体験学習を通じて土に親しみ、農業を肌で感じてもらうなど、自然環境の中で農地の果たす役割等を認識してもらうために一部の小学校で稲作体験事業を行っています。
- 安全安心な野菜を学校給食に提供するための研修会、栽培講習会を行うために学校給食用野菜出荷組合活動支援事業を行っています。
- 中学生の発育促進及び健康づくり・牛乳消費拡大を目的に中学校給食用牛乳補助事業を行っています。

【今後の方向性】

- 農業体験や地産地消による食育等、農産地である地域の特徴を活かした農による教育活動の充実を図るため、以下の事業を実施します。
 - ・体験学習支援事業
 - ・学校給食用野菜出荷組合活動支援事業
 - ・中学校給食用牛乳補助事業

【関係する課】 農政課

⑪ 総合型地域スポーツクラブの運営支援



【現状および利用状況等】

- 個人会員やファミリー会員、会員以外の利用者をビジターとして受け入れ、自分の趣味・志向に合わせた活動を行っています。競技力の向上を目的に参加している方や健康を目的に参加されているのが現状です。

(会員数)

- ・クラブこうし 612 名

・ヴィーブル FUN クラブ 540 名

【今後の方向性】

- 各種スポーツ教室等の開催を含めた子どもから大人まで気軽に参加できる、総合型地域スポーツクラブ(スポーツサークルの拡充を含む)活動の充実に努めます。
- 健幸都市こうしが実現できるように、誰もがいつでも体を動かし、自分自身の健康増進ができるような内容や場所づくりに努めます。

【関係する課】 生涯学習課

4. 子どもの安全確保と生活環境の整備

(1) 交通安全の推進

① 交通安全の指導強化



【現状および利用状況等】

- 交通安全指導員を27名に委託し交通安全教室を行っています。
(平成30年度実績)
- 幼保育園 8回 732人
- 小学校 20回 2,499人
- 中学校 1回 117人
- 高齢者 6回 289人、その他 1回 20人 計 36回 3,657人

【今後の方向性】

- 子どもの交通事故の防止や交通安全意識の高揚を図るため、交通安全指導員による街頭指導等を実施するとともに、各地区交通安全ボランティアと協力して通学時の安全を確保します。
- 交通安全教育講習員と連携し、保育所や幼稚園、認定こども園、ならびに小中学校において、交通安全教室を実施します。自転車の安全利用の指導については、交通安全教室のみならず、街頭での安全指導を実施します。

【関係する課】 交通防災課

② シートベルト・チャイルドシート着用の推進



【現状および利用状況等】

- 春・秋の全国交通安全運動期間にハンドプレートを使った交通安全啓発運動を行っています。
- 秋の全国交通安全運動推進大会を、令和元年から合志市と熊本市北区と交互に行っています。

【今後の方向性】

- シートベルト・チャイルドシート着用啓発のため、公道においてハンドプレートを使用した啓発活動を交通関係団体等と連携を図りながら、推進します。
- 秋の全国交通安全運動推進大会を、合志市と熊本市北区と交互に行います。

【関係する課】 交通防災課

(2) 犯罪等の被害から守る活動の推進

① 犯罪等に関する情報提供



【現状および利用状況等】

- ゆっぴーメールや教育委員会からの不審者情報等を市ホームページや防災メールで早急に情報提供しています。
- 警察や防犯協会からの啓発チラシ等を、市民への情報提供として各戸回覧を行っています。

【今後の方向性】

- 市のホームページ、防災行政無線、防災メール等で犯罪等に関する情報提供を行います。また、市広報紙や防犯協会チラシ、交番たより等を活用し犯罪情勢、犯罪の傾向や対策についての情報提供を行っていきます。

【関係する課】 交通防災課

② 犯罪に関する啓発活動の推進



【現状および利用状況等】

- 午後3時30分に防災行政無線で下校時の見守り放送を行っています。
- 警察や防犯協会からの啓発チラシ等の各戸回覧をおこない、犯罪情勢・傾向・対策等の啓発を行っています。

【今後の方向性】

- 小中学校の下校時に合わせ、防災無線による地域での見守り活動の実施を依頼することなどを通じ、市民の防犯意識を高めます。市の広報紙、警察や防犯協会チラシの配布等を通じた広報啓発活動を実施するとともに、生活安全推進協議会や自主防犯パトロール団体との意見交換会等を踏まえ、市民への防犯に関する啓発活動を推進します。

【関係する課】 交通防災課

③ 防犯パトロールの推進



【現状および利用状況等】

- セーフティーパトロール事業は、小・中学校の下校時間帯に自転車または徒歩による通学路の巡回警備、児童・生徒の安全確保と不審者等による犯罪抑止を目的とする事業で、自主

防犯組織のパトロールでは対応が困難な合志小、西合志第一小、西合志中央小の3小学校区の警備を行っています。原則月曜日から金曜日の14時30分から18時30分までを、3人のパトロール隊員によって3小学校区を計画どおり巡回しています。

- 青少年育成市民会議において、①非行防止・見守り・安全確保のための夜間パトロール、②社会を明るくする運動(早朝あいさつ運動)への参加、③子ども関係イベントにおける見守り・見回り活動を行っています。同会議地域部会員83名を13組に分け、パトロール活動やあいさつ運動などの活動を分担して従事しています。

【今後の方向性】

- セーフティーパトロール事業において、登下校時間帯を自転車または徒歩による巡回警備を実施し、児童生徒の安全確保と犯罪防止を図ります。
- 青少年育成市民会議において、青少年を対象に、非行防止、見守り、安全確保のため、市内の公園やグラウンド、繁華街等の夜間パトロールを実施します。

【関係する課】 学校教育課、生涯学習課

④ 防犯設備の整備



【現状および利用状況等】

- 市が管理するLED防犯灯約800基を維持管理しています。行政区が管理する防犯灯4500基のLED化を平成27年度から5か年計画で進めてきており、令和元年度が最終年度となります。
- 防犯カメラ設置補助金制度を利用し、6行政区16台の防犯カメラが設置されています。

【今後の方向性】

- 各行政区が管理する防犯灯の設置や維持管理補助を進めます。通学路の防犯灯整備については、区・学校・PTA等からの要望をもとに、市内の主要交差点に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置する計画であり、令和元年度10基、2年度10基の設置を予定しています。また、区で設置する防犯カメラの設置補助を行っていきます。

【関係する課】 交通防災課

⑤ 「子ども110番の家」プレートの配布



【現状および利用状況等】

- 深刻な事案は今までありませんが、登下校中などにおいてケガの応急処置やトイレ使用等の依頼があつています。
- 登録当初に比べて事情や状況が変わった協力者が出てきたことから、平成30年度末に登録継続等について意向調査を行った結果、令和元年度は146軒が「子ども110番の家」協力者となっており、各小中学校に更新後のリストを配布しました。また、熊本北合志警察署のご協力を得て、「子ども110番の家」協力者対象の研修会を開催しました。
- 市商工会では、小学生の登下校中など、子どもたちのトイレ使用ができるように、通学路に近接する136の会員事業所(平成30年度)が、「こまっトイレ」を設定し、子どもたちへのトイレ貸出に協力しています。

【今後の方向性】

- 市民や市内の店舗・事業所等からの依頼を受けて「子ども110番の家」のプレートを配付するとともに、学校やPTAと連携し、子どもたちに対する「子ども110番の家」の周知徹底を図ります。
- 青少年育成市民会議活動方針に基づき、「子ども110番の家」協力者への研修会を実施します。新規協力者へのプレート等の交付は、申請があり次第随時行います。

【関係する課】 生涯学習課

⑥ 学校における防犯指導の推進



【現状および利用状況等】

- 毎年度、小学1年生の入学時に、民間企業から寄贈される防犯ブザーを配布し、児童生徒の安全確保に努めています。
- ・平成31年度防犯ブザー配布数:831個

【今後の方向性】

- 児童生徒の安全確保のため、小中学校において防犯訓練を実施するとともに、防犯対策として、民間会社からの寄贈等を活用しながら、防犯ブザーの配布を進めます。

【関係する課】 学校教育課

⑦合志市地区学校等警察連絡協議会の推進



【現状および利用状況等】

- 平成30年度から熊本北合志警察署の管轄となったため、合志市地区学校等警察連絡協議会を設置し、以前に引き続き協議会の取り組みを進めています(年2回)。
- 合志市地区学校等警察連絡協議会は、市内各小・中学校の校長および支援学校長と各学校の生徒指導担当、熊本北合志警察署の署員およびスクールサポーターを構成員とする組織です。この組織を中学校区ごとに校区割し、各校区の具体的な事案に対して取り組みを行っています。また、各学校にスクールサポーターが出向いて、薬物乱用防止教室やスマホや携帯の取扱い方について指導を行っています。

【今後の方向性】

- 学校と警察との連絡協議会において、お互いの情報交換や研修会を実施し、学校等における生徒指導、家庭に対する指導等に効果的に反映させ、学校、家庭、地域社会等に共通の問題意識の醸成を図り、児童生徒の非行防止と健全育成に努めます。

【関係する課】 学校教育課

⑧被害を受けた子どもに対する支援



【現状および利用状況等】

- 学校教育課が主催するいじめ・不登校対策会議や合志市生徒指導ネットワーク会議に参加し、情報の共有に努めています。また虐待等を受けた児童に対して、児童相談所や学校等と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会において、受理し支援にあたっています。
- 平成30年度被虐待児童人数 123人
- 犯罪等の被害については、警察との情報連携が不可欠であり、さまざまな機会をとらえて熊本北合志警察署とは連携ができています。何か事案があれば学校、学校教育課、および女性・子ども支援課との連携ができています。また家族が犯罪に巻き込まれた児童生徒への対応については、警察と連携しアドバイスを得ながら対応しています。

【今後の方向性】

- 犯罪やいじめなどの被害を受けた児童生徒が在籍する学校と市が連携を図りながら、情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を開催し、対象児への支援のあり方等について、関係者間で検討します。また、対象児ならびに関係する子どもたちのこころのケアが必要と判断された場合には、速やかに臨床心理士等の専門職を派遣し、対象となる子どもたちの支援にあたります。

【関係する課】 学校教育課、女性・子ども支援課、健康づくり推進課

(3) 安心して外出できる環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

【今後の方向性】

- 安全な道路交通環境を整備、維持していくため、児童・生徒の通学路を中心とした歩道の設置等市道の整備に努めます。また、子育て家族のみならず高齢者や障がいのある人等すべての歩行者が、使いやすく移動しやすいユニバーサルデザインによる歩行空間をめざして、現地と整合した整備を進めていきます。歩道の設置が難しい箇所には、カラー舗装を導入して歩行者の安全をより向上させるなど、整備を図っていきます。

【関係する課】 建設課



② 安全安心な公園施設の整備



【現状および利用状況等】

- 本市には様々な規模の公園が整備されており、管理する都市公園数は 189 箇所(H31.4 現在)となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は 10.2 m²となっており、都市公園法で示されている都市公園敷地面積の標準値である 10.0 m²を満たしている状況です。

【今後の方向性】

- 安心安全な公園施設を維持するため、都市公園管理事業により、地元自治会、シルバー人材センターや管理組合等で管理を進めるとともに、遊具等の施設については専門業者による定期点検を実施します。点検結果に基づき、改修が必要な施設については、適宜、修繕等を進めていきます。
- いたずらによる破損や騒音などが散見されることから、警察等に協力を依頼し、巡回の強化を図っていきます。また、ボール遊び、自転車等の乗り入れやペットを連れた散歩に関することなど、利用に関するマナーやモラルの低下の情報が寄せられることもあることから、各方面と連携し利用の改善に努めます。

【関係する課】 都市計画課

③ 園庭・園舎の開放



【現状および利用状況等】

- 保育所等においては、随時、保護者からの依頼があれば見学にも対応しています。また、地域の子どもとその保護者に対して、自主事業として子育て支援事業を実施し、育児相談や園庭・園舎を開放しています。

【今後の方向性】

- 安心安全な遊び場として活用するなど、子育て支援を目的に、保育所や幼稚園、認定こども園等の園庭や園舎を、地域の人々に開放する取り組みを進めます。

【関係する課】 子育て支援課

④ コミュニティバスの運行



【現状および利用状況等】

- H28 年度の熊本地震で利用者離れが起りましたが、年々利用者は回復傾向にあります。しかし、ピーク時の目標 9 万人には届いておらず、利用者は完全には戻っていません。また

震災以降、運転手不足による運行単価が増加しており、今後持続可能な公共交通の運行が課題となっています。

- H30 年度の利用者数は約 8 万人で、目標は 9 万 3 千人となっています。運行遅延の発生や定時制の高い電車への利用者のシフトが見られるため、バスの利用者数は減少傾向にあります。

【今後の方向性】

- 合志市地域公共交通網形成計画再編実施計画に基づくコミュニティ交通の運行について、着実な実施に努めます。
- コミュニティ交通路線の再編実施に伴い、市民が利用しやすいよう周知の徹底を図ります。
- 予算が年々増加しているため、持続可能なコミュニティ交通のあり方を検討します。

【関係する課】 企画課

5. 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女協働参画の推進

① 男女共同参画推進の啓発



【現状および利用状況等】

- 男女共同参画に関する理解を深めるため、毎年、気づきうなずきフェスティバルの開催や啓発情報誌「いっぼ」を作成し、市内各世帯への配布、市施設への設置を行っています。また、男女共同参画推進懇話会委員の広報記事(素敵な人生 素敵なパートナー)掲載を行い、啓発に努めています。

【今後の方向性】

- 市民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、重要性を認識してもらうため、男女共同参画イベントの実施や「広報こうし」、合志市男女共同参画啓発情報誌「いっぼ」の発行による啓発活動の充実を図ります。

【関係する課】 総務課

② 男女共同参画推進行動計画の推進



【現状および利用状況等】

- 現在、第3次「男女共同参画推進行動計画(H29～R3)」に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができ、いきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現をめざし、各分野において、様々な取り組みを進めています。

【今後の方向性】

- 男女共同参画社会の実現をめざし、関連組織・団体との連携を図りながら、「男女共同参画まちづくり条例」や「男女共同参画推進行動計画」に基づき、計画的かつ継続的な取り組みを推進します。
- 令和2年度に、第4次計画策定に向けた市民意識調査を実施する予定です。

【関係する課】 総務課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスのための広報・啓発、

情報提供の充実



【現状および利用状況等】

- 市商工会や市企業等連絡協議会を通じて各個人事業所・各企業に広報・啓発、情報提供等を実施しています。

【今後の方向性】

- 子育て中の家族を対象に、仕事と子育ての両立のための広報・啓発、情報提供等を積極的に行います。
- 市内の各事業所等に子育て支援関係の協力を要望していくとともに、「次世代育成支援対策推進法」で定める一般事業主行動計画の推進、啓発に努めます。

【関係する課】 子育て支援課、商工振興課

② 「子育て応援団」の周知と参加促進



【現状および利用状況等】

- 市商工会や市企業等連絡協議会を通じて各個人事業所・各企業に広報・啓発、情報提供等を実施しています。
- 熊本県が結婚、妊娠・出産、子育てに関する情報を発信する目的で立ち上げた「熊本県結婚・子育て支援サイト hapi モン」を市のホームページにリンク先として貼り付け、情報提供を行っています。

【今後の方向性】

- 県が実施しているくまもと子育て応援団の「子育てとくたく応援団」「子育てあったか応援団」「子育て従業員応援団」を実施するお店や事業所について、市のホームページ等に掲載しながら、周知するとともに、市内の事業所の理解と協力を求める啓発活動を進めます。

【関係する課】 子育て支援課、商工振興課

6. 子どもの人権の尊重と 要保護児童へのきめ細かい対応の推進

(1) 児童虐待防止対策等の推進

① 虐待防止ネットワークの構築強化



【現状および利用状況等】

- 女性・子ども支援課が調整機関として主催する合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会については、代表者会議及び実務者会議、また個別ケース検討会議を開催し、関係者の共通理解と連携の強化を図っています。平成31年4月～令和元年9月までに個別ケース検討会議を19回開催しました。

【今後の方向性】

- 合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会について、定期的な開催により、関係者の共通理解と連携を深めるとともに、虐待防止ネットワークとしての機能の強化を図ります。地域協議会事務局(女性・子ども支援課内)が相談を受付後、事例内容により関係機関を取りまとめ、必要に応じて随時ケース会議を開催します。
- 代表者会議および実務者会議では、それぞれに研修会を設け、児童虐待等に関する知見を深める活動の充実を図ります。
- 実務者会議については、令和元年度から専門部会別の開催を予定しており、保育園部会などの部会別に、より実践的な研修を行い、さらなる連携の強化を図ります。

【関係する課】女性・子ども支援課、健康づくり支援課、福祉課、高齢者支援課

② 養育支援訪問事業



【現状および利用状況等】

- 養育支援訪問事業とは、妊婦・乳児訪問事業の実施等により把握した支援が必要な妊婦、子どもとその保護者に対し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業です。
- 母子健康手帳交付及び妊婦・乳児訪問等で把握した妊婦及び子どもとその保護者に対し、専門的相談支援(保健師・助産師が自宅を訪問)を実施しました。

- ・平成27年度 180件
- ・平成28年度 160件
- ・平成29年度 155件
- ・平成30年度 122件

【今後の方向性】

- 養育支援訪問事業については、子どもが安全で安心できる養育環境の確保のため、重要な活動のひとつであることから、令和2年度設置予定の子育て世代包括支援センターの事業と共に支援体制の充実を図っていきます。

【関係する課】健康づくり支援課

③ 虐待事例に対する支援

【現状および利用状況等】

- 女性・子ども支援課が、要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会の調整機関として、事例内容により、支援対象児童等及びその家庭に関する機関や施設の担当者を取りまとめ、随時個別ケース検討会議を行っています。そこで、各関係機関等の役割分担を行い、きめ細かい支援を実施しています。平成31年4月～令和元年9月までに個別ケース検討会議を19回開催しました。
- 健康づくり推進課においては、乳児訪問・乳幼児健診等での支援対象児やその家族の確認や支援を行っています。

【今後の方向性】

- 支援対象児童等およびその家族に関する機関や施設の担当者によるケース会議を随時開催し、情報の共有および対応を検討するとともに、関係機関等と連携を図りながら、相談や家庭訪問等を進めることで、虐待事例に対するきめ細かい支援を実施します。
- 女性・子ども支援課が調整機関として、事例内容により関係機関を取りまとめ、個別ケース検討会議を開催し、関係機関間の役割分担のもと連携を図りながら、きめ細かい支援を実施していきます。

【関係する課】女性・子ども支援課、健康づくり支援課、福祉課、高齢者支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

① ひとり親家庭等への相談支援や情報提供の充実

【現状および利用状況等】



- 女性・子ども支援課内に女性相談員及び母子・父子自立支援員を配置し、電話相談や面接相談を行い、必要な情報提供を行いながら支援を行っています。また、ひとり親家庭等に対する就労支援や経済的課題は、安心サポート合志と連携しています。
- H31年4月～R1年9月の期間において、ひとり親家庭等の相談者24人の相談対応を行っています。

【今後の方向性】

- 女性・子ども支援課内に配置された女性相談員および母子・父子自立支援員が電話相談や面接相談を実施し、気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- ひとり親家庭福祉協議会の研修会等において、ひとり親家庭等に対する支援の情報を提供するとともに、市の広報紙やホームページ等を活用した情報提供の充実を図ります。

【関係する課】女性・子ども支援課、子育て支援課

② 就労支援の充実



【現状および利用状況等】

- 雇用相談の一環として、ハローワーク等の情報提供を行い就業支援の充実を図っています。
 - 電話相談や面談を実施する中で、就労や職業訓練の情報提供を適宜行っています。また、安心サポート合志が実施する就労相談や、ハローワークの巡回相談の利用につなげています。
 - 自立支援プログラムとして、「働きたい女性のためのステップアップセミナー」を実施しています。
- ・平成27年度 15名
 - ・平成28年度 6名(5名が就労決定)
 - ・平成29年度 9名(6名が就労決定)
 - ・平成30年度 15名(10名が就労決定)

【今後の方向性】

- 女性・子ども支援課内に配置された母子・父子自立支援員によって、充実した就業支援に努めるとともに、ハローワークの求人や求職者の需要動向を把握し、情報の周知に努めます。
- ひとり親家庭等への自立に向けた支援については、相談体制を充実させ、個別に自立支援計画の作成等を進めながら対応していきます。
- 相談者に対する個別の支援は、これまで同様に情報収集および関係機関との連携を継続していきます。自立支援プログラムは、内容等について検討を行い実施予定です。

【関係する課】女性・子ども支援課、商工振興課

③生活支援や経済的支援の充実



【現状および利用状況等】

- 就学援助費として、ひとり親家庭のみならず、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒又は入学予定者の保護者等に対し、義務教育の円滑な実施を資するため必要な費用を援助しています。

(就学援助費平成30年度実績)

・小学校:25,841,094円

・中学校:26,650,198円

- 保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設の入所調整の際は、ひとり親家庭等に対して優先度を考慮しています。保育料の軽減措置も実施しています。
- 市営住宅への入居募集にあたり、入居基準を備えているひとり親家庭等に対しては、抽選倍率を2倍にする優遇措置を実施しています。
- 市営住宅は居住者が退去し、空き部屋が発生した時に、公募により入居者を募集しています。不定期での募集となりますが、ひとり親家庭等については毎回複数の応募があります。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭等の親が疾病等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や日常生活を営むのに支障がある場合に、支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。また、生活支援の実施にあたっては、一時的な支援では生活が困難な場合もあるため、福祉関係課間で連携を図りながら、支援の充実に努めます。
- 保育所や認定こども園、地域型保育事業施設の利用について、入所基準に該当していれば、優先的に入所させるとともに、引き続き保育料の軽減措置も設けます。
- 経済的な支援の充実に努めるため、以下の制度の取り組みを実施します。
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度
 - ・児童扶養手当制度
 - ・ひとり親家庭等医療費助成制度
 - ・要保護および準要保護児童生徒就学援助費制度
- 市営住宅は、住宅に困窮する実情に応じ、困窮する程度の高い者から入居させることが望ましく、今後も、入居基準を備えているひとり親家庭等に対しては優遇措置を実施します。

【関係する課】子育て支援課、都市計画課、学校教育課

(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

① 療育や相談支援の充実



【現状および利用状況等】

- 平成 30 年度より、菊池圏域(菊池市・合志市・菊陽町・大津町)で巡回支援専門員を整備し、保育園や小中学校など要望のあった施設を訪問しています。また個別支援・ケース会議、全体支援・子どもの行動観察等を実施しました。

(平成 30 年度実績)

- ・ 巡回箇所 66 か所(内訳 幼児:106 件、小学生:54 件、中学生:1 件)

- 1 歳 6 カ月児・3 歳児健診や心理相談で児の発達確認や家族からの相談に応じ、療育機関の紹介をしています。

(平成 30 年度実績)

- ・ 心理相談回数 144 回(延べ 485 人)

【今後の方向性】

- 障がいのある、もしくはその心配がある子どもを対象に、早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問等を実施し、子どもとその家族を支援する専門機関の確保を図ります。
- 専門機関においては、医療機関や児童相談所、および保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等、ならびに各種団体や関係機関等と連携し、地域の療育拠点としての機能を果たす取り組みを実施します。

【関係する課】福祉課、健康づくり推進課

② 障害福祉サービス等の利用による支援の充実



【現状および利用状況等】

- 利用希望者からの申請を受け、調査を行い障害児支援利用計画案により支給決定を行います。令和元年 10 月より児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を対象とし、児童が満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間の利用者負担が無償化されました。

(利用延べ人数)

- ・平成 27 年度 通所:3,654 名 相談支援:904 名
- ・平成 28 年度 通所:3,217 名 相談支援:961 名
- ・平成 29 年度 通所:4,277 名 相談支援:1,366 名

・平成 30 年度 通所:4,831 名 相談支援:1,338 名

- 1 歳 6 カ月児・3 歳児健診や心理相談で児の発達確認や家族からの相談に応じ、児童発達支援事業の紹介をしています。

【今後の方向性】

- 障害者総合支援法に基づく居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業を提供する適切なサービス事業者を確保し、福祉サービス等の量と質の向上に努めます。また、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者による福祉サービス利用計画の作成支援や児童福祉法に定める障害児相談支援事業により、支援サービスの利用等に関わる相談支援の充実を図ります。

【関係する課】福祉課、健康づくり推進課

③ 保育や教育的支援の充実



【現状および利用状況等】

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行うために、必要に応じた特別支援学級を設けています。その中で、専門性を有した教育介護補助員を配置し、児童生徒の様々な障がいに対応することができる体制の中で教育を行っています。

(令和元年5月1日現在の特別支援学級児童生徒数)

- ・小学校:230 人
- ・中学校: 80 人

- 障がいのある子どもへの加配を行っている保育所等への補助を行っています。また、放課後児童クラブでの障がいのある子の受け入れについても支援員の資質向上のための研修を実施しています。

【今後の方向性】

- 障害児保育助成事業により、障がいのある子どもの保育に取り組む認可保育所ならびに認定こども園に対して引き続き障害児保育助成事業による助成を行います。また、施設内に相談窓口となるコーディネーターを配置し、支援の充実に努めます。
- 障がいがあり、支援を必要とする児童生徒を対象にした支援教育を実施します。支援が必要な児童生徒を、専門的な立場より診断し、学校現場においてより効果的な支援教育を特別支援教育推進事業として実施します。
- 就学指導委員会運営事業を進め、支援が必要な児童生徒に対して、就学前から進学、さらに就労までの支援体制の整備を促進するための関係者による協議会を開催します。また、専門家による巡回相談等を実施します。

- 学童クラブ等障害児受入事業により、放課後児童クラブ等での障がいのある子どもの預かりを進めるとともに、障がいのある子どもの預かりのための研修等を実施し、指導員のスキルアップを図ります。また、保護者の承諾を得たうえで、対象児の特性や支援について、学校と放課後児童クラブでの情報の共有を図ります。

【関係する課】子育て支援課、学校教育課

④ 経済的支援の充実



【現状および利用状況等】

- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当は在宅の重度障がい児等に対して、申請を受け、審査・決定を行っています(所得制限有)。平成31年4月より手当額が改定されています。
 - ・平成27年度 特児:166名 福祉手当:145名
 - ・平成28年度 特児:192名 福祉手当:153名
 - ・平成29年度 特児:215名 福祉手当:157名
 - ・平成30年度 特児:227名 福祉手当:161名
- 特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学に要する経費に対し、就学奨励費を支給しています。

(就学奨励費平成30年度実績)

- ・小学校:5,361,281円
- ・中学校:2,406,325円

【今後の方向性】

- 経済的な支援の充実を図るため、以下の制度の取り組みを実施します。
 - ・特別児童扶養手当制度
 - ・児童扶養手当制度(支給延長)
 - ・障害児福祉手当制度
 - ・特別支援教育就学奨励費制度

【関係する課】子育て支援課、福祉課、学校教育課

(4) 困難を抱える若者への支援の充実

① 困難を抱える若者やその家族に対する

相談支援の充実



【現状および利用状況等】

- 相談窓口として、困難を抱える若者やその家族から相談を受けた場合は、庁内の関係部署や関係機関と連携を図りながら、情報提供や相談支援を行っています。
- H31年4月～R1年9月の期間において、若年者(20歳未満)3人、若年者の家族7人の相談対応を行いました。関係機関と連携しながら、継続した支援を行っています。

【今後の方向性】

- 高等学校に進学したものの、さまざまな理由で中途退学した人や、中学校卒業後に進学や就職ができなかった人等で、社会参加を充実させていくうえで困難を抱える若者、またその家族等に対し、精神保健福祉センターや児童相談所等の県の関係機関、ならびに関連するNPO法人等と連携を図りながら、情報提供や相談支援を行う取り組みについて、検討を進めます。
- 精神的な課題等を抱え、専門的な相談支援が必要とされる場合には、県精神保健福祉センター等の専門機関へ適切につないでいきます。
- 高等学校を中途退学し、再び高等学校等への進学を希望している若者や高等学校卒業資格を取得しようと考えている若者、またその家族に対し、県教育委員会等と連携を図りながら、情報提供や相談に応じる体制づくりを進めます。
- 相談窓口として、社会参加を充実させていくうえで困難を抱える若者やその家族に対し、庁内の関係部署や関係機関と連携しながら、情報提供や相談支援を行います。

【関係する課】女性・子ども支援課、学校教育課、福祉課、健康づくり推進課

② 就労に向けた支援の充実



【現状および利用状況等】

- 雇用相談の一環として、ハローワーク等の情報提供を行い就業支援の充実を図っています。
- 電話相談や面談を実施する中で、就労や職業訓練などの情報提供を適宜行っています。また、安心サポート合志が実施する就労相談や、若者サポートステーションの巡回相談の利用につなげています。

【今後の方向性】

- 相談専門の窓口として情報提供を行うとともに、安心サポート合志・若者サポートステーションなどをはじめとする関係機関との連携を深めます。

【関係する課】女性・子ども支援課、商工振興課

第5章 量の見込みと確保方策

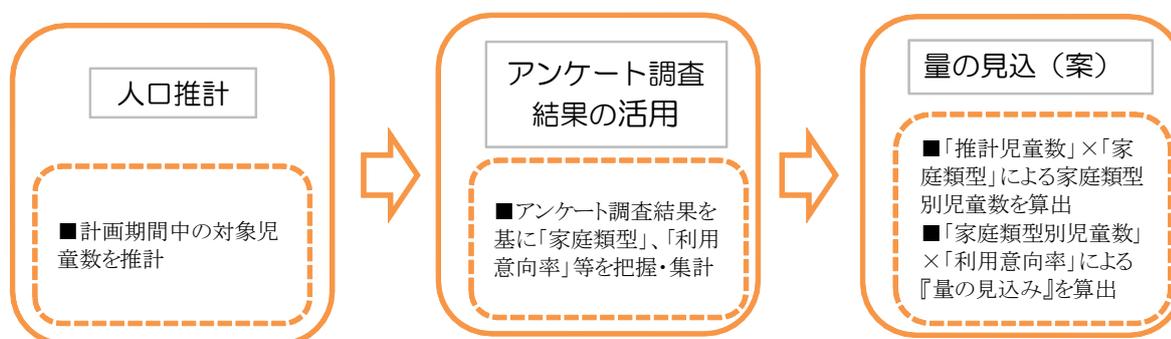
1. 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、合志市全域を1区域として設定します。

2. 「量の見込みの算定」について

(1) 「量の見込み」の算出方法の概要

- 国が示した「作業の手引き」に基づき「量の見込み」を算出しました。



- 家族類型は、父母の有無、就労状況からタイプを、「ひとり親」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」等に分類して算出しています。
- 量の見込み算出に使用した本市独自の将来人口推計※は、以下のとおりです。

※自然増減数(出生人数—死亡人数)と社会増減数(転入人数—転出人数)だけでなく、社会的インパクト要因(土地利用計画など)を含め推計を行っています。

	実績		推計				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	649	640	663	665	678	692	701
1歳	717	697	695	698	709	723	739
2歳	782	752	724	724	735	742	759
3歳	795	803	763	741	750	759	765
4歳	720	826	824	785	766	777	786
5歳	804	734	834	841	807	786	798
合計	4,467	4,452	4,503	4,454	4,445	4,479	4,548

	実績		推計				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
6歳	811	818	745	848	862	824	805
7歳	792	830	840	767	872	887	849
8歳	805	799	837	848	776	878	895
9歳	781	808	802	841	855	782	885
10歳	788	786	812	807	847	860	787
11歳	741	798	791	817	811	852	864
合計	4,718	4,839	4,827	4,928	5,023	5,083	5,085

(2) 「量の見込み」の補正

平成30年度に実施したニーズ調査の結果を利用し、国の「作業の手引き」の算出方法の考え方に準拠し「量の見込み」を算出しました。

ただし、算出した結果が現状と比べ大幅に高くなった事業については、これまでの実績に照らし合わせ、現実的な利用希望となっているかを以下の視点で検証し、必要な補正を行いました。

- ・ ニーズ調査の結果に応じた確保方策を実施しても、実際の利用がなければ事業実施者に損失が生じてしまう可能性があること
- ・ 予算上の制約があること

(3) 教育・保育の認定区分について

子ども・子育て支援制度において、保護者が子どものための教育・保育に係る給付（施設型給付・地域型保育給付）を受けるには、その子どもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の通りです（主に、「年齢」×「保育の必要性」の有無により区分）。

- 1号認定：3－5歳児 幼児教育のみの利用（保育の必要性なし）
- 2号認定：3－5歳児 保育の必要性あり
- 3号認定：0－2歳児 保育の必要性あり

3. 子ども・子育て支援給付の確保方策

令和元年度現在、市内には21か所の認可保育所、3か所の認定こども園及び5か所の地域型保育事業所があり、定員数は2,393名です。入所者数は、2,519名（4月1日現在）と定員数よりも多く入所しています。これは、各保育施設の協力により待機児童対策として定員数より多くの受け入れを行っているためです。

また、企業主導型保育事業所では地域枠が設けられ、契約事業所の子どもだけでなく、合志市の子どもの受け入れも行っています。今後も、待機児童対策のため、以下のような認可保育所の新設や増員を進め、保育サービスの拡充を図ります。

今回の確保方策については、現時点での人口推計を基に算出したものになります。これまでの本市の人口増加の推移を考慮すると、今後、人口推計を超えることも考えられますので、中間年の見直しの際に更なる確保が必要になる可能性もあります。

認可外保育所については、令和元年度現在、市内に7か所ありますが、待機児童対策はもとより、合志市における保育サービスの充実を図っていく上で、重要な役割を果たしていることから、引き続き、サービスの質の向上等の取り組みのための支援を行います。

令和2年度
認可定員120人分の増加をめざします
令和3年度
令和2年度の認可定員に対し、110人分の増加をめざします
令和4年度
令和3年度の認可定員に対し、110人分の増加をめざします
令和5年度
令和4年度の認可定員に対し、70人分の増加をめざしますが、令和4年度の中間見直しにより確保量の変更を行うこともあります
令和6年度
令和4年度の中間見直しにより確保量の変更を行うこともあります

なお、次頁以降の各年度表中での【確保方策】において、市内の保育所および認定こども園保育部分については、年度当初から年度末までの最大の利用状況に対応することを考慮した数値（人数）を記載しています。

市内の企業主導型保育事業所については、市役所との情報の共有化と連携を図ります。

令和2年度		1号	2号		3号	
		施設型給付園 +私学助成園	幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外	1-2歳	0歳
量の見込み		779	1,556		1,328	
		779	177	1,379	953	375
確保 方策	幼稚園	300	/		/	/
	認定こども園	195	151		86	23
	保育所	/	1,286		675	249
	地域型保育事業	/	/		38	20
	市外施設利用	284	/		/	/
	計	495	1,437		799	292
合計		495	1,437		1,091	
確保方策 - 量の見込み		0	▲ 119		▲ 237	

【確保に向けた方策】

認可定員120人分の増加をめざします

令和3年度		1号	2号		3号	
		施設型給付園 +私学助成園	幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外	1-2歳	0歳
量の見込み		743	1,540		1,332	
		743	176	1,364	956	376
確保 方策	幼稚園	300	/		/	/
	認定こども園	195	151		86	23
	保育所	/	1,339		712	269
	地域型保育事業	/	/		38	20
	市外施設利用	248	/		/	/
	計	495	1,490		836	312
合計		495	1,490		1,148	
確保方策 - 量の見込み		0	▲ 50		▲ 184	

【確保に向けた方策】

令和2年度の認可定員に対し、110人分の増加をめざします

令和4年度		1号	2号		3号	
		施設型給付園 +私学助成園	幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外	1-2歳	0歳
量の見込み		710	1,530		1,353	
		710	174	1,356	970	383
確保 方策	幼稚園	300	/		/	
	認定こども園	195				
	保育所	/	1,392		749	289
	地域型保育事業	/	/		38	20
	市外施設利用	215			/	
	計	495	1,543			
合計		495	1,543		1,205	
確保方策 - 量の見込み		0	13		▲ 148	

【確保に向けた方策】

令和3年度の認可定員に対し、110人分の増加をめざします

令和5年度		1号	2号		3号	
		施設型給付園 +私学助成園	幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外	1-2歳	0歳
量の見込み		691	1,548		1,375	
		691	176	1,372	984	391
確保 方策	幼稚園	300	/		/	
	認定こども園	195				
	保育所	/	1,432		769	299
	地域型保育事業	/	/		38	20
	市外施設利用	196			/	
	計	495	1,583			
合計		495	1,583		1,235	
確保方策 - 量の見込み		0	35		▲ 140	

【確保に向けた方策】

令和4年度の認可定員に対し、70人分の増加をめざします

令和6年度		1号	2号		3号		
		施設型給付園 +私学助成園	幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外	1-2歳	0歳	
量の見込み		687	1,580		1,402		
		687	180	1,400	1,006	396	
確保 方 策	幼稚園	300	/		/		
	認定こども園	195	151		86	23	
	保育所	/		1,432	769	299	
	地域型保育事業	/		/		38	20
	市外施設利用	192	0		0	0	
	計	495	1,583		893	342	
合 計		495	1,583		1,235		
確保方策 - 量の見込み		0	3		▲ 167		

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、相談に応じた情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。合志市においては、平成27年度から子育て支援課窓口で実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子 保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和2年10月から「子育て世代包括支援センター」設置により、母子保健型を実施予定

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施するものです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	943人	1,158人	1,199人	1,232人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1,307人	1,293人	1,290人	1,300人	1,320人
確保方策	1,307人	1,293人	1,290人	1,300人	1,320人

※「見込量」は実績に応じて設定（年間のべ人数）

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後や長期休暇期間中、児童厚生施設等の施設を利用して、放課後児童支援員を配置し適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	(低学年)	772 人	813 人	826 人	853 人
	(高学年)	95 人	154 人	155 人	152 人
	合計	867 人	967 人	981 人	1,005 人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	(低学年)	1,127 人	1,147 人	1,168 人	1,205 人	1,187 人
	(高学年)	221 人	225 人	229 人	236 人	233 人
	合計	1,348 人	1,372 人	1,397 人	1,441 人	1,420 人
確保方策		1,348 人	1,372 人	1,397 人	1,441 人	1,420 人
内 訳						
合志南小		281 人	174 人	172 人	176 人	169 人
南ヶ丘小		180 人	167 人	155 人	145 人	130 人
第一小		18 人	17 人	17 人	16 人	16 人
西合志南小		246 人	256 人	266 人	279 人	279 人
西合志中央小		251 人	272 人	292 人	315 人	323 人
西合志東小		372 人	299 人	307 人	319 人	316 人
楓の森小		/	187 人	188 人	191 人	187 人

※「見込量」は実績(利用希望者の数)に応じて設定

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由で家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に養育するものです。

また、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設等で生活指導、食事の提供等を行うものです。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	ショートステイ	0人日	0人日	9人日	3人日
	トワイライトステイ	17人日	0人日	0人日	0人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	見込量	13人日	13人日	13人日	13人日	13人日
	確保方策	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
トワイライトステイ	見込量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳幼児家庭全戸訪問事業は、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や養育環境等の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものです。

養育支援訪問事業等は、保護者の養育を支援することが特に必要なときなど、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うものです。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実績	672人	635人	627人	615人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	620人	620人	620人	620人	620人
確保方策	620人	620人	620人	620人	620人

※「見込量」は実績に応じて設定

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	1,806 人月	1,732 人月	1,747 人月	1,604 人月

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	1,633 人月	1,636 人月	1,662 人月	1,689 人月	1,721 人月
確保方策	4 か所				

※つどいの広場3か所、地域子育て支援センター1か所。

※「見込量」は実績に応じて設定

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園等での在園児に対しては、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	幼稚園等の 預かり保育	—	9,975 人日	11,491 人日	13,896 人日
	その他の 一時預かり	1,257 人日	1,417 人日	1,424 人日	1,496 人日

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園等の 預かり保育	見込量	20,314 人日	19,867 人日	19,490 人日	19,471 人日	19,705 人日
	確保方策	20,314 人日	19,867 人日	19,490 人日	19,471 人日	19,705 人日
その他の 一時預かり	見込量	1,652 人日	1,633 人日	1,631 人日	1,644 人日	1,670 人日
	確保方策	1,652 人日	1,633 人日	1,631 人日	1,644 人日	1,670 人日

※その他の一時預かり「ぼっぼ保育室」(1日の定員18名)。「見込量」は実績に応じて設定

(8) 病児保育事業

疾病にかかっている乳児または幼児、または小学校に就学している子どもが、家庭において保育することが困難な場合、病院等の施設において保育を実施する事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	病児保育	1,017 人日	951 人日	1,049 人日	934 人日
	ファミリー・サポート・センター（病児）	183 人日	201 人日	297 人日	177 人日
	合計	1,200 人日	1,152 人日	1,346 人日	1,111 人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	1,516 人日	1,499 人日	1,496 人日	1,508 人日	1,532 人日
確保方策	1,516 人日	1,499 人日	1,496 人日	1,508 人日	1,532 人日

※「見込量」は実績に応じて設定

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

次にあげる援助のいずれかまたはすべてを受けることを希望する者とこの援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整ならびに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行うものです。

- | |
|-----------------------------------------|
| ① 子どもを一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む）を行うこと |
| ② 子どもが円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること |

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	2,420 人日	1,825 人日	1,752 人日	1,834 人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	2,010 人日				
確保方策	2,010 人日				

※サポート会員 314 人（H31.3 末）、「見込量」は実績に応じて設定

(10) 妊婦に対する健康診査

母胎と胎児の健康維持を目的に、妊娠中、妊娠中毒症や早産、難産、流産などを予防するために行う、妊婦と胎児のための健康診断です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	786人	710人	731人	682人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	740人	740人	740人	740人	740人
確保方策	740人	740人	740人	740人	740人

※「見込量」は実績に応じて設定

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民参加による計画の推進

本計画を推進するためには、市民のみなさんの理解と参加協力が必要です。このため、本計画に関する情報を共有できるような体制を整備していきます。

毎年1回、本計画の進捗状況などを広報紙や市ホームページなどに掲載し、市民のみなさんにわかりやすく告知するとともに、さまざまな意見や要望が寄せられるような市民参加による推進体制を構築します。

2. 進捗の報告と計画の評価

本計画は、市内の各団体の代表及び一般市民のみなさんの参加を得て出来上がった計画です。引き続き、市民参加による「合志市子ども・子育て会議」における取り組みの進捗状況と計画の評価によって、施策・事業の推進や見直しなどを図っていきます。

2. 進捗の報告と計画の評価

本計画の推進にあたっては、庁内の関連部署により全庁的な体制で施策・事業を推進していきます。

併せて、保育所・幼稚園や学校、警察署、保健所、医療機関、児童相談所、地域団体、ボランティアなど、子育て支援に関わる関係機関との連携をさらに強化して、総合的に子育て支援を推進していきます。

資 料

合志市子ども・子育て会議条例(平成25年6月24日条例第19号)

最終改正:

改正内容:平成25年6月24日条例第19号[平成25年6月24日]

○合志市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第19号

合志市子ども・子育て会議条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、合志市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 公募による市民

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

合志市子ども・子育て会議委員名簿

任期:平成30年11月13日～令和2年11月12日(2年間)

No.	役職	氏名	所属等	備考
1		川村 里伊	認可保育園保護者会	保護者会連絡協議会
2		川畑 愛子	小中学校PTA	合志市PTA連絡協議会
3		福嶋 義信	市内認可保育園代表	合志中部保育園
4		佐藤 諭美	市内幼稚園代表	杉並台幼稚園
5		福嶋 靖子	小・中学校長	校長会
6		後藤 真由美	認可外保育園代表	チャイルドハウス ラビット元気の森園
7		三嶋 竹子	社会福祉協議会	こども支援センター
8		田中 秀和	学童クラブ代表	学童保育連絡協議会
9		吉谷 花央梨	児童館児童厚生員	東児童館
10	会長	山西 裕美	学識経験者	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
11		佐藤 レイ子	学識経験者	家庭的保育支援者 元専門学校講師
12	副会長	渡辺 明子	学識経験者	元大学非常勤講師、保健師
13		富永 康太	一般公募	
14		木村 理恵	一般公募	
15		樽本 道子	一般公募	
16		渡辺 朋子	一般公募	
17		宮田 美野枝	合志市ひとり親家庭福祉協議会	
18		木村 まり子	民生児童委員	主任児童委員

合志市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和2年3月

発 行 熊本市合志市

企画・編集 合志市健康福祉部子育て支援課

〒861-1195 熊本市合志市竹迫 2140 番地